

基本計画書

基本計画																																													
事項		記入欄						備考																																					
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更																																											
フリガナ設置者		コリツダ`イホ`クホジ`ン フカイ`イホ`ク 国立大学法人 福井大学																																											
フリガナ大学の名称		フカイ`イホ`ク 福井大学 (University of Fukui)																																											
大学本部の位置		福井県福井市文京三丁目9番1号																																											
大学の目的		学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的にかつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする。																																											
新設学部等の目的		本学医学部では、地域貢献を使命とする大学の理念のもと、地域医療への貢献の一環として、福井県内において医療を担う優秀な医療人の育成を担っている。 平成21年度に①「経済財政改革の基本方針2008」に基づいた5名の恒久定員増並びに②「緊急医師確保対策」に基づいた平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増、平成22年度に③「経済財政改革の基本方針2009」に基づいた平成31年度までの期限を付した5名の臨時定員増、平成29年度に④「地域の医師確保の観点」に基づいた平成31年度までの期限を付した5名の臨時定員増、令和2年度に⑤「地域の医師確保等の観点」に基づいた令和3年度までの期限を付した10名の臨時定員増、令和4年度に⑥「地域の医師確保等の観点」に基づいた令和4年度限りの期限を付した10名の臨時定員増をそれぞれ実施してきた。併せて、平成20年度からは、財団法人嶺南医療振興財団の支援による「嶺南地域」に限定した地域医療を担う医師養成を推進し、平成22年度から順次卒業し、「嶺南地域」における医師の地域偏在の是正に取り組んでいるが、この取り組みは平成27年度入学者で終了し、令和2年度卒業生の輩出が最後となっており、この卒業生と増員分の卒業生を併せても医師の偏在解消には至っていない。 今回、令和5年度における10名の入学定員増について福井県と協議し、「福井県医師確保計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく福井県計画」に位置づけた福井県との連携を強化し、更なる「福井県において地域医療を担う医師」の養成を行うこととした。 ついで、令和5年度の入学定員を、定員増を行わない場合の入学定員100名から110名に変更するものである。																																											
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の10名の入学定員の増員は、令和5年度のための臨時定員増である。また、医学部医学科の令和4年度における収容定員は685人である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(人)</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>110</td> <td>5</td> <td>685</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>110</td> <td>5</td> <td>685</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>665</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>645</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>625</td> </tr> </tbody> </table>	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員	令和4年度	110	5	685	令和5年度	110	5	685	令和6年度	100	5	675	令和7年度	100	5	665	令和8年度	100	5	655	令和9年度	100	5	645	令和10年度	100	5	635	令和11年度	100	5	625
	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員																																									
	令和4年度	110	5	685																																									
	令和5年度	110	5	685																																									
	令和6年度	100	5	675																																									
	令和7年度	100	5	665																																									
	令和8年度	100	5	655																																									
	令和9年度	100	5	645																																									
	令和10年度	100	5	635																																									
	令和11年度	100	5	625																																									
教育学部 学校教育課程	4	100	—	400	学士（教育学）	平成28年4月第1年次	福井県福井市文京3丁目9番1号																																						
医学部 医学科	6	110 (100)	2年次 5 (5)	635 (625)	学士（医学）	令和5年4月第1年次	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地																																						
看護学科	4	60	—	240	学士（看護学）	平成9年4月第1年次	福井県福井市文京3丁目9番1号																																						
工学部 機械・システム工学科	4	155	3年次 10	640	学士（工学）	平成28年4月第1年次																																							
電気電子情報工学科	4	125	3年次 20	540	学士（工学）	平成28年4月第1年次																																							
建築・都市環境工学科	4	60	3年次 10	260	学士（工学）	平成28年4月第1年次																																							
物質・生命化学科	4	135	—	540	学士（工学）	平成28年4月第1年次																																							
応用物理学科	4	50	—	200	学士（工学）	平成28年4月第1年次																																							
国際地域学部 国際地域学科	4	60	—	240	学士（国際地域）	平成28年4月第1年次																																							
計			855 (845)		3,695 (3,685)																																								

同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		該当なし							
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位			
教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 任 教 員 等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新 設	教育学部 学校教育課程	人	人	人	人	人	人	人
			17 (17)	17 (17)	5 (5)	0 (0)	39 (39)	2 (2)	269 (269)
			42 (42)	34 (34)	34 (34)	106 (106)	216 (216)	0 (0)	99 (99)
			7 (7)	6 (6)	4 (4)	10 (10)	27 (27)	0 (0)	107 (107)
			16 (16)	16 (16)	3 (3)	3 (3)	38 (38)	0 (0)	311 (311)
			15 (15)	12 (12)	2 (2)	3 (3)	32 (32)	0 (0)	316 (316)
			6 (6)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	18 (18)	0 (0)	321 (321)
			15 (15)	12 (12)	4 (4)	4 (4)	35 (35)	0 (0)	305 (305)
			11 (11)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	321 (321)
			8 (8)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	312 (312)
	計		137 (137)	118 (118)	59 (59)	128 (128)	442 (442)	2 (2)	— (—)
	既 設	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	合 計		137 (137)	118 (118)	59 (59)	128 (128)	442 (442)	2 (2)	— (—)
教員 以外 の職 員の 概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		人		人		人		
	技 術 職 員		1,157 (1,157)		179 (179)		1,336 (1,336)		
	図 書 館 専 門 職 員		4 (4)		2 (2)		6 (6)		
	そ の 他 の 職 員		16 (16)		14 (14)		30 (30)		
	計		1,490 (1,490)		536 (536)		2,026 (2,026)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	267,793㎡	0㎡		0㎡		267,793㎡		
	運 動 場 用 地	94,273㎡	0㎡		0㎡		94,273㎡		
	小 計	362,066㎡	0㎡		0㎡		362,066㎡		
	そ の 他	180,918㎡	0㎡		0㎡		180,918㎡		
	合 計	542,984㎡	0㎡		0㎡		542,984㎡		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
		144,470㎡ (144,470㎡)	0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		144,470㎡ (144,470㎡)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	72室	99室	426室		18室 (補助職員 3人)		4室 (補助職員 3人)		
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数				
		大学全体			424 室				

図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体			
	大学全体		719,600 [205,600] (689,580 [202,610])	29,960 [16,430] (29,949 [16,417])	12,900 [11,200] (12,759 [11,138])	5,800 (5,537)	6,000 (5,893)	1 (1)				
	計		719,600 [205,600] (689,580 [202,610])	29,960 [16,430] (29,949 [16,417])	12,900 [11,200] (12,759 [11,138])	5,800 (5,537)	6,000 (5,893)	1 (1)				
図書館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
			8,653㎡		827		788,333					
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
			3,929㎡		屋外球技コート、プール、野球場							
経 費 の 見 積 り 及 び 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交付金）による		
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—			
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—			
		図書購入費		—	—	—	—	—	—			
	学生1人当り 納付金	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—			
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
			— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要				—								
既設大学等の状況	大 学 の 名 称 福 井 大 学											
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		所在地	
	教育学部		年	人	年次人	人		倍			福井県福井市文京三丁目9番1号	
	学校教育課程		4	100	—	400	学士(教育学)	1.05 1.05	平成28年度			
	教育地域科学部										福井県福井市文京三丁目9番1号	
	地域科学課程		4	—	—	—	学士(地域科学)	— —	平成20年度			
	医学部				2年次			1.01			福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地	
	医学科		6	110	5	685	学士(医学)	1.00	昭和55年度			
	看護学科		4	60	—	240	学士(看護学)	1.03	平成9年度		平成27年度より編入学廃止	
	工学部				3年次			1.02				
	機械・システム工学科		4	155	10	640	学士(工学)	1.03	平成28年度		福井県福井市文京三丁目9番1号	
	電気電子情報工学科		4	125	20	540	学士(工学)	1.03	平成28年度			
	建築・都市環境工学科		4	60	10	260	学士(工学)	1.04	平成28年度			
	物質・生命化学科		4	135	—	540	学士(工学)	1.00	平成28年度			
	応用物理学科		4	50	—	200	学士(工学)	1.03	平成28年度			
	機械工学科		4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度			平成28年度より学生募集停止
	電気・電子工学科		4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度			
	生物応用化学科		4	—	—	—	学士(工学)	—	平成11年度			
	国際地域学部							1.04			福井県福井市文京三丁目9番1号	
	国際地域学科		4	60	—	240		1.04	平成28年度			

既設大学等の状況	【大学院】 教育学研究科 学校教育専攻 (修士課程)	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成20年度	福井県福井市文京 三丁目9番1号	令和2年度より 学生募集停止
	福井大学・奈良女子大 学・岐阜聖徳学園大学 連合教職開発研究科 教職開発専攻 (教職大学院の課程)	2	60	—	120	教職修士 (専門職)	0.88	平成30年度	福井県福井市文京 三丁目9番1号	令和2年度入学 定員増(20人)
	医学系研究科 看護学専攻 (修士課程)	2	12	—	24	修士(看護学)	0.83	平成13年度	福井県吉田郡永平寺 町松岡下合月23号 3番地	平成25年度より 学生募集停止
	統合先進医学専攻 (博士課程)	4	25	—	100	博士(医学)	0.79	平成25年度		
	先端応用医学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学)	—	平成20年度		
	工学研究科 産業創成工学専攻 (博士前期課程)	2	85	—	170	修士(工学)	1.18	令和2年度	福井県福井市文京 三丁目9番1号	令和2年度より 学生募集停止
	安全社会基盤工学専攻 (博士前期課程)	2	84	—	168	修士(工学)	1.03	令和2年度		
	知識社会基礎工学専攻 (博士前期課程)	2	84	—	168	修士(工学)	1.14	令和2年度		
	建築建設工学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成15年度		
	原子力・エネルギー 安全工学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成16年度		
	総合創成工学専攻 (博士後期課程)	3	22	—	66	博士(工学)	0.87	平成25年度		
	国際地域マネジメント研究科 国際地域マネジメント専攻 (専門職学位課程)	2	7	—	14	国際マネジメント 修士(専門職)	0.92	令和2年度	福井県福井市文京 三丁目9番1号	

附属施設の概要	○医学部附属病院 目 的：診療を通じて医学の教育及び研究の向上を図る。 所 在 地：吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地 設置年月：昭和58年4月1日 規 模 等：71,684m² ○教育学部附属幼稚園・義務教育学校 目 的：幼児の保育，児童・生徒の教育を実施し，保育又は教育の理論及び実践に関する研究に寄与するとともに，教育学部学生の実習の実施に当たることを目的とする。 所 在 地：福井市二の宮4丁目45番1号 設置年月：〔幼稚園〕昭和42年6月1日，〔義務教育学校〕平成29年4月1日 規 模 等：11,726m² ○教育学部附属特別支援学校 目 的：知的障害児が，その障害に基づく生活上の困難を改善・克服し，可能な限り社会参加ができるような生活態度と能力を育成することを目的とする。 所 在 地：福井市八ツ島町1字3 設置年月：昭和46年4月1日 規 模 等：4,642m² ○産学官連携本部 目 的：地域企業に「技術開発」と「人材育成」に関するソリューションを提供し，その連携を通じて大学における多様かつ持続的な「知」の創出に貢献する。 所 在 地：福井市文京三丁目9番1号 設置年月：平成19年11月1日 規 模 等：3,556m² ○附属国際原子力工学研究所 目 的：世界トップレベルの特色ある原子力人材育成及び研究開発を行い，環境と調和した持続的なエネルギー供給基盤を持つ世界の構築に貢献することを目的とする。 所 在 地：敦賀市鉄輪町1丁目3番33号 設置年月：平成21年4月1日 規 模 等：6,997m²（借地） ○高エネルギー医学研究センター 目 的：放射線医学研究を通じて，原子力の平和利用と未来への扉をたたき，高度先端医療技術推進水準の向上を目的とする。 所 在 地：吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地 設置年月：平成6年5月20日 規 模 等：1,236m² ○遠赤外線開発研究センター 目 的：独自に開発した高出力遠赤外線光源「ジャイロトロン」をさらに高度化する研究開発とともに，高出力遠赤外線光源を用いて初めて可能になる遠赤外線領域の先進的・先導的研究の実践を目的とする。 所 在 地：福井市文京三丁目9番1号 設置年月：平成11年4月1日 規 模 等：2,629m² ○総合情報基盤センター 目 的：情報処理システムサービスを整備，提供し，本学における教育，研究，医療，学術情報サービス及びその他の業務利用に供することにより，本学における情報処理の高度化，最適化及び効率化の進展に資する。 所 在 地：福井市文京三丁目9番1号 設置年月：平成21年4月1日 規 模 等：846m² ○保健管理センター 目 的：大学における保健管理に関する専門的業務を一体的に行い，学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る。 所 在 地：福井市文京三丁目9番1号 設置年月：昭和47年4月1日 規 模 等：354m²	
----------------	---	--

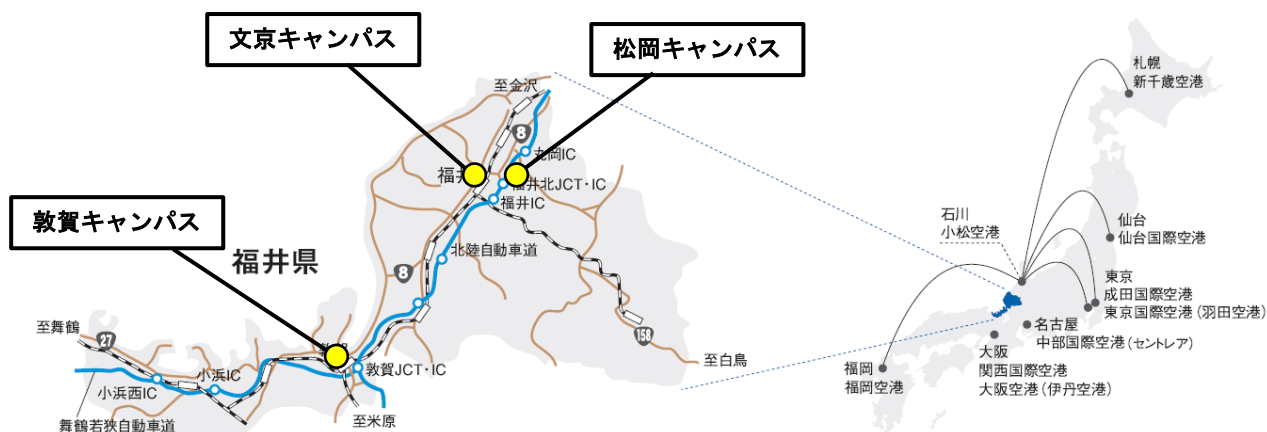
国立大学法人福井大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度 (医学部定員増をしなかった場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
福井大学			
教育学部 学校教育課程	100	—	400
医学部		2年次	
医学科	100	5	625
看護学科	60	—	240
工学部		3年次	
機械・システム工学科	155	10	640
電気電子情報工学科	125	20	540
建築・都市環境工学科	60	10	260
物質・生命化学科	135	—	540
応用物理学科	50	—	200
国際地域学部 国際地域学科	60	—	240
計	845	2年次 5 3年次 40	3,685
福井大学大学院			
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科 教職開発専攻(P)	60	—	120
医学系研究科			
看護学専攻(M)	12	—	24
統合先進医学専攻(D)	25	—	100
工学研究科			
産業創成工学専攻(M)	85	—	170
安全社会基盤工学専攻(M)	84	—	168
知識社会基礎工学専攻(M)	84	—	168
総合創成工学専攻(D)	22	—	66
国際地域マネジメント研究科 国際地域マネジメント専攻(P)	7	—	14
計	379		830

令和5年度 (医学部定員増をした場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
福井大学				
教育学部 学校教育課程	100	—	400	
医学部		2年次		
医学科	110	5	635	定員変更(10)
看護学科	60	—	240	
工学部		3年次		
機械・システム工学科	155	10	640	
電気電子情報工学科	125	20	540	
建築・都市環境工学科	60	10	260	
物質・生命化学科	135	—	540	
応用物理学科	50	—	200	
国際地域学部 国際地域学科	60	—	240	
計	855	2年次 5 3年次 40	3,695	
福井大学大学院				
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科 教職開発専攻(P)	60	—	120	
医学系研究科				
看護学専攻(M)	12	—	24	
統合先進医学専攻(D)	25	—	100	
工学研究科				
産業創成工学専攻(M)	85	—	170	
安全社会基盤工学専攻(M)	84	—	168	
知識社会基礎工学専攻(M)	84	—	168	
総合創成工学専攻(D)	22	—	66	
国際地域マネジメント研究科 国際地域マネジメント専攻(P)	7	—	14	
計	379		830	

校地校舎等の図面

(1) 都道府県における位置関係



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間



文京キャンパス

教育学部・工学部・国際地域学部

〒910-8507

福井県福井市文京3丁目9番1号

鉄道 えちぜん鉄道福井駅（約10分）- 福大前西福井駅
※JR福井駅東口から出て三国芦原線に乗り、西口前の福井鉄道（路面電車）ではありません。

バス 京福バス福井駅（約10分）- 福井大学前停留所
[JR福井駅西口バスターミナル2番のりばより乗車]

タクシー JR福井駅（約10分）- 福井大学文京キャンパス
[必ず「福井大学文京キャンパス」と伝えてください]

自家用車 北陸自動車道 福井北ICから国道416号線で西へ約7km
または福井ICから国道158号線で西へ約8km

松岡キャンパス

医学部・附属病院

〒910-1193

福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23番3番地

バス 京福バス福井駅（約35分）- 福井大学病院
[JR福井駅西口バスターミナル1番のりばより乗車]

鉄道 えちぜん鉄道福井駅（約20分）- 松岡駅（バス約5分）
- 福井大学病院
※JR福井駅東口から出て勝山永平寺線に乗り、西口前の福井鉄道（路面電車）ではありません。

タクシー JR福井駅（約30分）- 福井大学松岡キャンパス
[必ず「福井大学松岡キャンパス」と伝えてください]

自家用車 北陸自動車道 福井北ICから北へ約4km、
または丸岡ICから南へ約5km

※標識やバス停の一部に見られる「福井大学病院」「福井医大」も
福井大学医学部を指します。

敦賀キャンパス

附属国際原子力工学研究所

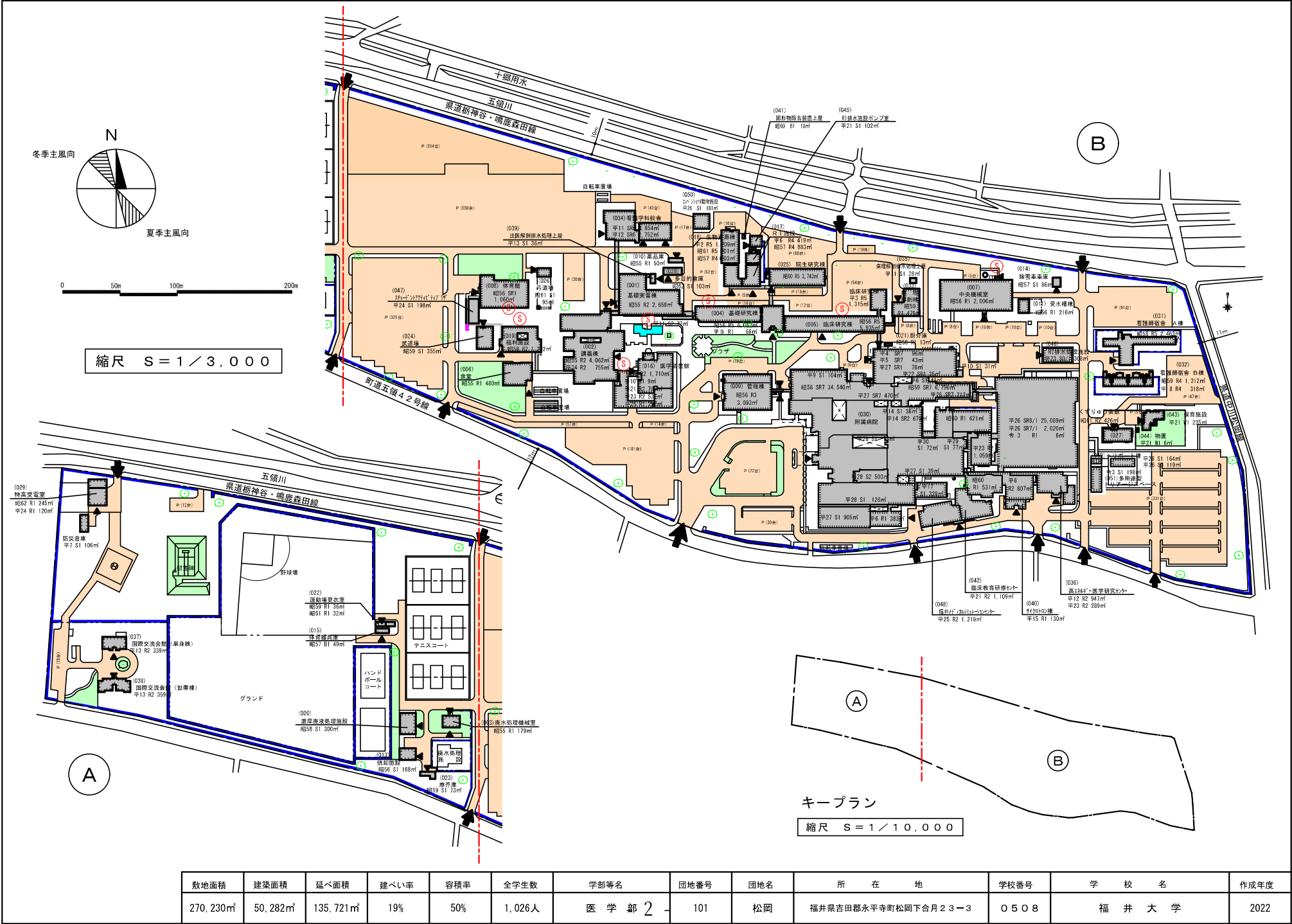
〒914-0055

福井県敦賀市鉄輪町1丁目3番33号

鉄道 JR敦賀駅から徒歩で約3分

自家用車 北陸自動車道 敦賀ICから敦賀バイパス
国道8号線で約1km、国道476号線で西へ約1km、
敦賀街道・国道8号線で南へ約3km

配置図



福井大学学則（案）

平成 16 年 4 月 1 日

福大学則第 1 号

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命（第 1 条）

第 2 節 組織（第 2 条－第 11 条）

第 3 節 職員（第 12 条－第 12 条の 2）

第 4 節 組織の長（第 13 条－第 19 条の 2）

第 5 節 教授会等（第 20 条－第 21 条）

第 6 節 自己評価及び教育研究の状況の公表等（第 22 条－第 23 条）

第 2 章 学部通則

第 1 節 学年，学期及び休業日（第 24 条－第 26 条）

第 2 節 修業年限及び在学期間（第 27 条－第 29 条）

第 3 節 入学（第 30 条－第 38 条）

第 4 節 教育課程，履修方法，単位の授与等（第 39 条－第 52 条の 2）

第 5 節 卒業及び学位の授与等（第 53 条－第 56 条）

第 6 節 休学，留学，転学，転部，退学及び除籍（第 57 条－第 62 条）

第 7 節 賞罰（第 63 条－第 64 条）

第 8 節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第 65 条－第 73 条）

第 9 節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程（第 74 条－第 77 条）

第 10 節 外国人留学生（第 78 条）

附 則

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命

（目的及び使命）

第 1 条 福井大学（以下「本学」という。）は，学術と文化の拠点として，高い倫理観のもと，人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し，地域，国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と，独創的にかつ地域の特色に鑑みた教育科学研究，先端科学技術研究及び医学研究を行い，専門医療を実践することを目的とする。

第 2 節 組織

（学部，学科及び課程）

第 2 条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。

教育学部 学校教育課程

医学部 医学科

看護学科

工学部 機械・システム工学科

電気電子情報工学科

建築・都市環境工学科

物質・生命化学科

応用物理学科

国際地域学部 国際地域学科

- 2 前項の各学部置く学科及び課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。
- 3 各学部、学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。
- 4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 5 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育部)

第2条の2 本学に、共通教育部を置く。

- 2 共通教育部に関し必要な事項は、別に定める。

(総合教職開発本部)

第2条の3 本学に、総合教職開発本部を置く。

- 2 総合教職開発本部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科

医学系研究科

工学研究科

国際地域マネジメント研究科

- 2 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科は、福井大学、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の間で締結された協定書に基づき設置するもので、本学を基幹大学とし、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学を参加大学として組織する。
- 3 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学院学則に定める。

(学術研究院)

第4条 本学に、教員組織として学術研究院を置き、次の部門等を置く。

教育・人文社会系部門

医学系部門

工学系部門

先進部門

基盤部門

先端研究推進特区

- 2 学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

(教育学部附属学園及び附属学校)

第5条 本学の教育学部に、附属学園を置き、附属学園に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属義務教育学校

附属特別支援学校

2 附属特別支援学校においては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号，以下「学校教育法」という。）第 72 条に規定する知的障害者に対する教育を行う。

3 附属学園及び附属学校に関し必要な事項は，別に定める。

（医学部附属病院）

第 5 条の 2 本学の医学部に，附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は，別に定める。

（学部及び研究科附属教育研究施設等）

第 6 条 本学に，学部及び研究科に附属する教育研究施設等として，次の施設を置き，これらを総称して附属教育研究施設等という。

教育学部 総合自然教育センター

医学部 附属教育支援センター

附属先進イメージング教育研究センター

工学部 附属超低温物性実験施設

先端科学技術育成センター

医学系研究科 附属地域医療高度化教育研究センター

2 附属教育研究施設等に関し必要な事項は，別に定める。

（工学部技術部）

第 6 条の 2 本学工学部に，技術に関する専門的業務を処理するため，技術部を置く。

2 技術部に関し必要な事項は，別に定める。

（附属図書館）

第 7 条 本学に，附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は，別に定める。

（産学官連携本部）

第 7 条の 2 本学に，産学官連携活動を行う拠点として，産学官連携本部を置く。

2 産学官連携本部に関し必要な事項は，別に定める。

（先進教育研究系施設）

第 8 条 本学に，先進教育研究等を行う拠点として，次の施設を置き，これらを総称して先進教育研究系施設という。

附属国際原子力工学研究所

高エネルギー医学研究センター

遠赤外領域開発研究センター

子どものこころの発達研究センター

繊維・マテリアル研究センター

（学内共同教育研究施設）

第 8 条の 2 本学に，教職員が共同して教育若しくは研究を行い，又は教育若しくは研究のため共用する施設及びその他の全学的業務を行う施設として，次の施設を置き，これらを総称して学内共同教育研究施設という。

重点研究高度化推進本部

テニユアトラック推進本部

地域創生推進本部

リカレント教育推進本部
ライフサイエンス支援センター
ライフサイエンスイノベーションセンター
地域環境研究教育センター
アドミッションセンター
高等教育推進センター
語学センター
国際センター
キャリアセンター
災害ボランティア活動支援センター
総合情報基盤センター
データ科学・AI 教育研究センター

(学内共同教育研究施設等)

第8条の3 前2条に規定する組織を総称して学内共同教育研究施設等という。

2 学内共同教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第8条の4 本学に、関係する組織と有機的に連携して本学の特に重要な業務を行う組織として、次の機構を置く。

全学教育改革推進機構
原子力医工統合研究推進機構
ライフサイエンスイノベーション推進機構
子どものこころの発達教育研究推進機構
国際化推進機構
産学官連携・地域イノベーション推進機構

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第9条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(厚生補導施設)

第10条 本学に、福利厚生施設及び課外活動施設等（以下「厚生補導施設」という。）を置く。

2 厚生補導施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本学に、事務局その他事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第12条 本学に、次の職員を置き、国立大学法人福井大学の役員及び職員をもって充てる。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、URA職員、事務職員、技術職員及びその他の職員

(研修の機会等)

第12条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第44条の2に規定する研修に該当するものを除く。）など必要な取組を行うものとする。

第4節 組織の長

（学長）

第13条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長）

第14条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

（学部長及び研究科長）

第15条 各学部に学部長を、各研究科に研究科長を置く。

2 学部長は、当該学部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 研究科長は、当該研究科の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（共通教育部長）

第15条の2 共通教育部に共通教育部長を置く。

2 共通教育部長は、共通教育部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（総合教職開発本部長）

第15条の3 総合教職開発本部に総合教職開発本部長を置く。

2 総合教職開発本部長は、総合教職開発本部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（部門長）

第15条の4 学術研究院の各部門に部門長を置く。

2 部門長は、当該部門の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（教育学部附属学園長及び附属学校長）

第16条 教育学部附属学園に学園長を、附属学校に校長（幼稚園にあつては園長）を置く。

2 学園長は、附属学園の校務を総括整理する。

3 校長（幼稚園にあつては園長）は、当該附属学校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（医学部附属病院長）

第16条の2 医学部附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

（附属教育研究施設等の長）

第17条 附属教育研究施設等にそれぞれ長を置く。

2 附属教育研究施設等の長は、命を受けて当該施設の管理運営をつかさどる。

（工学部技術部長）

第17条の2 工学部技術部に技術部長を置く。

2 技術部長は、命を受けて技術部の管理運営をつかさどる。

（附属図書館長）

第18条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、附属図書館の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

（産学官連携本部長）

第18条の2 産学官連携本部に産学官連携本部長を置く。

2 産学官連携本部長は、産学官連携本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。
(学内共同教育研究施設等の長)

第18条の3 学内共同教育研究施設等にそれぞれ施設長を置く。

2 施設長は、当該施設の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。
(機構長及び本部長)

第18条の4 各機構に機構長を、各本部に本部長を置く。

2 機構長は、当該機構の業務を総括整理する。
3 本部長は、当該本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。
(保健管理センター所長)

第19条 保健管理センターに所長を置く。

2 所長は、保健管理センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。
(組織の長の任命等)

第19条の2 第15条から前条までに規定する組織の長の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教授会等

(教授会)

第20条 本学に、学校教育法第93条第1項の規定により教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。
(委員会等)

第21条 本学に、特定の事項を審議するため、委員会等を置く。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 自己評価及び教育研究の状況の公表等

(自己評価等)

第22条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(教育研究の状況等の公表)

第23条 本学は、教育研究並びに組織及び運営の状況を積極的に公表するものとする。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第24条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第25条 学年を、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。
(休業日)

第26条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第 2 節 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第 27 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6 年とする。

2 再入学、転入学及び編入学の場合は、入学以前における大学又は大学に相当する課程の在学年数以下の期間を、前項の修業年限から控除することができる。

（修業年限の通算）

第 28 条 第 75 条の科目等履修生又は第 77 条の特別の課程履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の 2 分の 1 を超えてはならない。

（在学期間）

第 29 条 在学期間は、修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。ただし、医学部医学科にあつては、11 年を超えることができない。

2 第 35 条の規定により編入学した者の在学期間は、編入学後の在学すべき年数の 2 倍の年数を超えることはできない。ただし、同条第 2 項の規定により編入学した者の在学期間は、9 年を超えることができない。

3 第 52 条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

4 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を別に定めることができる。

第 3 節 入学

（入学の時期）

第 30 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第 31 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学志願手続）

第 3 2 条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

（入学者選抜）

第 3 3 条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行うものとする。

3 学長は、第 1 項の決定を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

（入学手続及び入学許可）

第 3 4 条 合格者は、指定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除申請又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

（編入学）

第 3 5 条 本学の学部に編入学を志願する者がある場合は、選考の上、学長はその学部に入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、別表 1 に定める編入学定員により医学部医学科の第 2 年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 修業年限 4 年以上の大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。）

(2) 大学院の修士課程又は博士課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。）

(3) 学校教育法第 104 条の規定により学士の学位を授与された者

(4) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

3 第 1 項に定めるもののほか、別表 1 に定める編入学定員により工学部の第 3 年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 大学において 2 年以上の課程を修了した者（当該者が学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者である場合は、当該者をその後に編入学させる本学において、大学における 2 年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたもの）

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に該当する者のうち、大学の2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(7) 学校教育法第58条の2に規定する者

4 学長は、第1項から第3項により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
（再入学）

第36条 本学を退学した者で、同じ学部に再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

2 学長は、前項により再入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
（転入学）

第37条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に転入学を許可することがある。

2 学長は、前項により転入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
（単位認定）

第38条 編入学、再入学及び転入学により入学を許可された者の既修得単位の認定は、当該学部において行う。

第4節 教育課程、履修方法、単位の授与等

（教育課程の編成方針）

第39条 各学部に、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けるものとする。ただし、必要に応じて、自由科目を加えることができるものとする。

4 授業科目は、共通教育に関する科目及び専門教育に関する科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

第40条 削除

（履修方法）

第41条 各学部の学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修しなければならない。

2 教育課程の授業科目、単位等（医学部医学科にあっては、授業時間数を含む。以下同じ。）及び履修方法は、別に定めるところによる。

（1年間の授業期間）

第42条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第43条 各授業科目の授業は、15週（試験期間を除く。）にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（授業の方法）

第44条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとし、併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、大学設置基準第21条に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な教員の研修等)

第44条の2 本学は、当該学部 of 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位等の授与)

第45条 一の授業科目を履修し、その試験及びその他の審査に合格した者に所定の単位等を与えるものとする。

2 授業科目の成績の評語については、別に定める。

(成績評価基準等)

第46条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価については、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第47条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めるものとする。

2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修等)

第48条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 学生は、卒業研究について、他の学部等の教員から指導を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第49条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位(医学部医学科にあつてはこれに相当する授業時間とする。以下第50条第2項及び第51条第3項において同じ。)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第58条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第51条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第75条(科目等履修生)及び第77条(特別の課程)の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第49条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第52条 大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育課程の編成及び関連事項の制定について)

第52条の2 学長は、教育課程を編成するとともに、教育課程の実施について必要な事項を定める。

2 学長は、前項により教育課程を編成し及び教育課程の実施について必要な事項を定めるに当たり関係学部の教授会の意見を聴くものとする。

第5節 卒業及び学位の授与等

(卒業)

第53条 第27条に規定する修業年限以上在学し、かつ、別に定める所定の単位等を修得した者は、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(早期卒業)

第54条 前条の規定にかかわらず、本学の学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認める学生が、学校教育法第89条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)を希望する場合は、学長は、卒業を認定することができる。

2 学長は、前項の規定により早期卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(卒業及び早期卒業の認定の基準)

第54条の2 学長は、客観性及び厳格性を確保するため卒業及び早期卒業の認定の基準を定め公表するものとする。

2 学長は、前項の規定により基準を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(学位)

第55条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学長は、前項の規定により学位を授与するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第56条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部課程及び学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

第6節 休学、留学、転学、転部、退学及び除籍

(休学)

第57条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学は、1年（医学部医学科にあっては、2年）を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

5 休学期間は、通算して4年（医学部医学科にあっては、通算して3年）を超えることができない。

6 休学期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入しない。

(留学)

第58条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入する。

(転学)

第59条 他の大学へ転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学部又は転学科)

第60条 転学部又は転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長が許可することがある。

(願い出による退学)

第61条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第29条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第57条第5項に規定する休学期間を経過しても、なお修学できない者

(3) 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者

(4) 授業料を期日までに納付せず、督促を受けても納付しない者

(5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

2 長期欠席その他の理由により、成業の見込みがない者に対しては、学長が除籍する。

3 学長は、前項の規定により除籍するに当たり当該学部の教授会の意見を求めることができる。

第7節 賞罰

(表彰)

第63条 学生として表彰に値する行為があった者は、学部長の推薦により、学長が表彰することがある。

2 学長は、前項の規定により表彰を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(懲戒)

第64条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為がある者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学の期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入する。ただし、停学の期間が1か月を超えるときは、修業年限に算入しないものとする。

5 学長は、第1項の規定により懲戒を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

6 前項までに定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第65条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年福大規程第26号）の定めるところによる。

(授業料の徴収)

第66条 授業料は、次の2期に分けて年額の2分の1に相当する額を徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

前期（4月1日から9月30日まで） 徴収期 4月1日から5月31日まで

後期（10月1日から翌年の3月31日まで） 徴収期 10月1日から11月30日まで

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収することができる。

(休学の場合における授業料)

第67条 休学を許可され又は命ぜられた者の休学中の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(復学の場合における授業料)

第68条 休学中の者が、前期又は後期の中途において復学した場合の授業料の額は、月割計算により復学当月から次の徴収期の前月までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第69条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

2 前項の期間を超えて在学する必要があるときは、その期間に相当する授業料を、その当初の月に納付しなければならない。

(退学等の場合における授業料)

第70条 退学、転学、停学及び除籍の場合には、その期の授業料は納付しなければならない。ただし、第62条第4号及び第5号による除籍の場合はこの限りでない。

(寄宿料の徴収)

第71条 寄宿料は、次により徴収する。ただし、学生の申出があったときは、当該年度の総額の範囲内で徴収する。

(1) 当月分をその月の末日まで

(2) 休業期間中の分は休業開始の前日まで

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第72条 特別な理由のあるものに対しては，本人の申請によって検定料，入学料，授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し，又は授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）若しくは入学料の徴収猶予を許可することがある。

2 検定料，入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに授業料若しくは入学料の徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(納付した授業料等)

第73条 納付した検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，返還しない。

(1) 入学志願者に対して，出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り，学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料については，第1段階目の選抜で不合格となった者の申出があった場合には，第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還することができる。

(2) 入学者選抜の出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては，当該者の申出により，既に納付した検定料のうち前号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還することができる。

(3) 前期分授業料の徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収期前に休学又は退学した場合には，納付した者の申出により後期分授業料を返還することができる。

(4) 入学を許可するときに授業料を納付した者が，入学年度前に入学を辞退した場合には，納付した者の申出により当該授業料を返還することができる。

(5) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく授業料等減免対象者については，納付した者の申出により当該入学料及び授業料の全部又は一部を返還することができる。

(6) その他学長が必要と認める場合。

第9節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程

(研究生)

第74条 本学において，特定の事項について研究を希望する者があるときは，学長が研究生として入学を許可することがある。

2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

3 研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第75条 本学において，本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは，学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

3 科目等履修生に対する単位の授与については，第45条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第76条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）並びに高等専門学校（以下「他の大学等」という。）の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 学長は、前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

3 特別聴講学生に対する単位の授与については、第45条の規定を準用する。

4 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別の課程）

第77条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 学長は、特別の課程の履修を志願する者があるときは、当該特別の課程に係る開設学部の教授会の意見を聴いて、特別の課程履修生として履修を許可する。

3 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

4 特別の課程履修生に対する単位の授与については、第45条の規定を準用する。

5 前項までに定めるもののほか、特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 外国人留学生

（外国人留学生）

第78条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第39条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者を除く。）は、当該学生が在学していた福井大学又は福井医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

3 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者）は、この学則により入学したものとする。

4 この学則第2条第2項の別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程・学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部	機械工学科	319	314	312
	電気・電子工学科	278	272	269
	情報・メディア工学科	289	284	282
	建築建設工学科	289	284	282
	材料開発工学科	309	304	302
	生物応用化学科	269	264	262

	物理工学科	212	208	206
	計	2,225	2,190	2,175
合 計		3,720	3,685	3,670

附 則（平成 18 年 3 月 30 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 5 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 6 日福大学則第 5 号）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日に教務職員として在職している者が、施行日以後も引き続き教務職員として在職する場合は、この学則による改正後の福井大学学則第 12 条の規定にかかわらず、教務職員を置くことができる。

附 則（平成 19 年 1 月 10 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 18 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 4 日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 17 日福大学則第 5 号）

この学則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 6 条、第 35 条第 2 項第 3 号、同条第 4 項及び第 54 条の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。
- 3 平成 20 年 3 月 31 日における教育地域科学部地域文化課程及び地域社会課程は、新学則第 2 条第 1 項及び別表 1 の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者及び平成 20 年 4 月 1 日以降に当該課程に転入学、編入学又は再入学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 新学則別表 1 中、次に掲げる課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 22 年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教育地域科学部	地域文化課程	90	60	30
	地域社会課程	90	60	30
	地域科学課程	60	120	180

附 則（平成 20 年 10 月 21 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 4 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医学部	医学科	入学定員	105	105	105
		収容定員	605	615	625
	計	入学定員	165	165	165
		収容定員	865	875	885
合 計		入学定員	850	850	850
		収容定員	3, 665	3, 675	3, 685

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
105	105	105	105	105	105
635	645	655	655	655	655
165	165	165	165	165	165
895	905	915	915	915	915
850	850	850	850	850	850
3,695	3,705	3,715	3,715	3,715	3,715

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
100	100	100	100	100
650	645	640	635	630
160	160	160	160	160
910	905	900	895	890
845	845	845	845	845
3,710	3,705	3,700	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了による。

附 則（平成 21 年 2 月 17 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 6 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	110
		収容定員	620	635	650
	計	入学定員	170	170	170
		収容定員	880	895	910
合 計		入学定員	855	855	855
		収容定員	3,680	3,695	3,710

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
110	110	110	110	110	105
665	680	685	685	685	680
170	170	170	170	170	165
925	940	945	945	945	940
855	855	855	855	855	850
3,725	3,740	3,745	3,745	3,745	3,740

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
105	100	100	100	100	100
675	665	655	645	635	630
165	160	160	160	160	160
935	925	915	905	895	890
850	845	845	845	845	845
3,735	3,725	3,715	3,705	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了、平成 32 年度からの定員減は、医師等人材確保対策に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 22 年 3 月 16 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 9 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 15 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 3 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 8 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 15 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学部、学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	定員の区分	平成 27 年度
医学部	看護学科	収容定員	250
	計	収容定員	935
工学部	機械工学科	収容定員	314
	電気・電子工学科		270
	知能システム工学科		262
	計	収容定員	2,170

学 部	学科・課程	定員の区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部	計	収容定員	925	925	920

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
915	905	895	885	875	870

附 則（平成 27 年 2 月 23 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日における教育地域科学部及び工学部各学科（以下この項において「旧学部等」という。）は、改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 2 条第 1 項及び別表 1 の規定にかかわ

らず，平成 28 年 3 月 31 日に旧学部等に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧学部等に転入学，編入学又は再入学する者が旧学部等に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

- 3 新学則別表 1 中，次に掲げる学部及び課程・学科の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成 28 年度から平成 30 年度までは，次のとおりとする。

学 部	課程・学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育地域科学部	学校教育課程	300	200	100
	地域科学課程	180	120	60
	計	480	320	160
教育学部	学校教育課程	100	200	300
	計	100	200	300
工学部	機械工学科	243	168	84
	電気・電子工学科	210	146	73
	情報・メディア工学科	215	150	75
	建築建設工学科	215	150	75
	材料開発工学科	225	150	75
	生物応用化学科	195	130	65
	物理工学科	153	102	51
	知能システム工学科	199	134	67
	機械・システム工学	155	310	475
	電気電子情報工学科	125	250	395
	建築・都市環境工学科	60	120	190
	物質・生命化学科	135	270	405
	応用物理学科	50	100	150
	計	2,180	2,180	2,180
国際地域学部	国際地域学科	60	120	180
	計	60	120	180

- 4 平成 28 年 3 月 31 日における工学部（以下この項において「旧工学部」という。）に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧工学部に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状は，新学則別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 1 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日福大学則第 3 号）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前の医学部医学科の編入学生に係る編入学の時期及び在学期間については、改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 29 条第 2 項ただし書き、第 35 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状については、新学則別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日福大学則第 5 号）

この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日福大学則第 3 号）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず平成 30 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	100
		収容定員	685	685	675
	計	入学定員	170	170	160
		収容定員	925	925	915
合 計		入学定員	855	855	845
		収容定員	3, 745	3, 745	3, 735

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 平成 32 年度からの定員減は、新成長戦略等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 7 日福大学則第 2 号）

この学則は、令和元年 10 月 7 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則第72条及び第73条第1項第6号の規定は、令和2年1月16日から適用する。
- 3 令和2年3月31日における教育学研究科（以下この項において「旧研究科」という。）は、改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に旧研究科に在学する者及び令和2年4月1日以降に旧研究科に転入学、編入学又は再入学する者が旧研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 新学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学 部	学科	定員の区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	100
		収容定員	685	685	675
	計	入学定員	170	170	160
		収容定員	925	925	915
合計		入学定員	855	855	845
		収容定員	3,745	3,745	3,735

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 令和4年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2018に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（令和2年5月20日福大学則第3号）

この学則は、令和2年5月20日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日福大学則第1号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月21日福大学則第2号）

この学則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年6月23日福大学則第3号）

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日福大学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 9 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	定員の区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医学部	医学科	入学定員	110	100	100
		収容定員	685	675	665
	計	入学定員	170	160	160
		収容定員	925	915	905
合計		入学定員	855	845	845
		収容定員	3, 745	3, 735	3, 725

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
100	100	100
655	645	635
160	160	160
895	885	875
845	845	845
3,715	3,705	3,695

注 令和 5 年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針 2019 等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（令和 年 月 日福大学則第 号）

- この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 10 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	定員の区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
医学部	医学科	入学定員	110	100	100
		収容定員	685	675	665
	計	入学定員	170	160	160
		収容定員	925	915	905
合計		入学定員	855	845	845
		収容定員	3, 745	3, 735	3, 725

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
100	100	100
655	645	635
160	160	160
895	885	875

845	845	845
3,715	3,705	3,695

注 令和6年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づく増員措置の終了によるものである。

別表1（第2条第2項関係）

学 部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	100		400
	計	100		400
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
	計	160	5	865
工学部	機械・システム工学科	155	10	640
	電気電子情報工学科	125	20	540
	建築・都市環境工学科	60	10	260
	物質・生命化学科	135		540
	応用物理学科	50		200
	計	525	40	2,180
国際地域学部	国際地域学科	60		240
	計	60		240
合 計		845	45	3,685

※ 医学部医学科の編入学は第2年次、工学部の編入学は第3年次である。

別表2（第56条第2項関係）

学部	課程・学科	教員免許状の種類	免許教科
教育学部	学校教育課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
	機械・システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

工 学 部	電気電子情報工学科		工業
	建築・都市環境工学科		工業
	物質・生命化学科		理科
	応用物理学科		理科

学則の変更について

○変更の事由

「地域の医師確保等の観点からの令和５年度医学部入学定員の増加について（通知）」（令和４年８月１０日付け４文科高第６２７号・医政医発０８１０第４号）に基づき、令和５年度について、福井大学医学部医学科の入学定員１０名を臨時増員することに伴い、所要の改正を行うものである。

○変更点

附則に令和５年度から令和１０年度までの間の入学定員及び収容定員に関する規定を追加する。

福井大学学則の一部を改正する学則（案）新旧対照表

改 正 (案)	現 行																										
(略) (学部，学科及び課程) 第2条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。 教育学部 学校教育課程 医学部 医学科 看護学科 工学部 機械・システム工学科 電気電子情報工学科 建築・都市環境工学科 物質・生命化学科 応用物理学科 国際地域学部 国際地域学科 2 前項の各学部に置く学科及び課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，別表1のとおりとする。 3～5 (略) (略) 附 則（令和4年3月16日福大学則第1号） 1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。 2 改正後の福井大学学則別表1中，次に掲げる学科，計及び合計欄の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和4年度から令和9年度までは，次のとおりとする。	(略) (学部，学科及び課程) 第2条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。 教育学部 学校教育課程 医学部 医学科 看護学科 工学部 機械・システム工学科 電気電子情報工学科 建築・都市環境工学科 物質・生命化学科 応用物理学科 国際地域学部 国際地域学科 2 前項の各学部に置く学科及び課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，別表1のとおりとする。 3～5 (略) (略) 附 則（令和4年3月16日福大学則第1号） 1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。 2 改正後の福井大学学則別表1中，次に掲げる学科，計及び合計欄の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず，令和4年度から令和9年度までは，次のとおりとする。																										
<table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>定員の区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td rowspan="2">医学部</td><td rowspan="2">医学科</td><td>入学定員</td><td>110</td><td>100</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>685</td><td>675</td></tr></table>	学部	学科	定員の区分	令和4年度	令和5年度	医学部	医学科	入学定員	110	100	収容定員	685	675	<table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>定員の区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td rowspan="2">医学部</td><td rowspan="2">医学科</td><td>入学定員</td><td>110</td><td>100</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>685</td><td>675</td></tr></table>	学部	学科	定員の区分	令和4年度	令和5年度	医学部	医学科	入学定員	110	100	収容定員	685	675
学部	学科	定員の区分	令和4年度	令和5年度																							
医学部	医学科	入学定員	110	100																							
		収容定員	685	675																							
学部	学科	定員の区分	令和4年度	令和5年度																							
医学部	医学科	入学定員	110	100																							
		収容定員	685	675																							

	計	入学定員	170	160
		収容定員	925	915
合計		入学定員	855	845
		収容定員	3,745	3,735

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 令和5年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（令和 年 月 日福大学則第 号）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の福井大学学則別表1中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	定員の区分	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	入学定員	110	100
		収容定員	685	675
	計	入学定員	170	160
		収容定員	925	915
合計		入学定員	855	845
		収容定員	3,745	3,735

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
100	100	100	100

	計	入学定員	170	160
		収容定員	925	915
合計		入学定員	855	845
		収容定員	3,745	3,735

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 令和5年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づく増員措置の終了によるものである。

<u>665</u>	<u>655</u>	<u>645</u>	<u>635</u>
<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>
<u>905</u>	<u>895</u>	<u>885</u>	<u>875</u>
<u>845</u>	<u>845</u>	<u>845</u>	<u>845</u>
<u>3,725</u>	<u>3,715</u>	<u>3,705</u>	<u>3,695</u>

注 令和6年度からの定員減は、経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づく増員措置の終了によるものである。

別表1（第2条第2項関係）

学部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
(略)				
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
	計	160	5	865
(略)				

※ 医学部医学科の編入学は第2年次，工学部の編入学は第3年次である。

(略)

別表1（第2条第2項関係）

学部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
(略)				
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
	計	160	5	865
(略)				

※ 医学部医学科の編入学は第2年次，工学部の編入学は第3年次である。

(略)

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

1	学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	学則変更（収容定員変更）の必要性・・・・・・・・・・・・	2
3	入学者選抜段階における取組・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	学部教育における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	卒後研修・教育等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1 学則変更（収容定員変更）の内容

福井大学医学部医学科における令和4年度の入学定員110名については、平成21年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づいた5名の恒久定員増並びに「緊急医師確保対策」に基づいた平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づいた平成31年度までの期限を付した5名の臨時定員増、「地域の医師確保等の観点からの平成30年度医学部入学定員の増加」に基づいた平成31年度までの期限を付した5名の臨時定員増、「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加」に基づいた令和3年度までの期限を付した10名の臨時定員増、「地域の医師確保等の観点」に基づいた令和4年度限りの期限を付した10名の臨時定員増をそれぞれ実施したものである。これらに基づき医師の養成を行い、平成26年度から増員分の卒業生を順次輩出している。

本学医学部医学科の令和5年度入学定員は、「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について」に基づき10名の臨時の入学定員増を行い、100名（定員増を行わなかった場合）から110名に変更する。

これに伴い、収容定員についても675名（定員増を行わなかった場合）から685名に変更する。

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

国の施策により、本邦全体の医師数の増加にあわせ、福井県の医師数においても着実に増えてきており、全国平均（人口10万人あたり）とほぼ同水準が保たれている。

しかし、一部の地域で偏在の解消に向かってはいるが、一極集中の地域的偏在はいまだ解消されておらず、その他の地域では今なお全国平均を下回っている。

福井大学医学部では、地域貢献を使命とする大学の理念のもと、福井県内における地域医療を担う優秀な医療人の育成を担っている。平成20年度からは、財団法人嶺南医療振興財団の支援による「嶺南地域」に限定した地域医療を担う医師養成を推進し、平成22年度から順次卒業し、「嶺南地域」における医師の地域偏在の是正に取り組んでいるが、この取り組みは平成27年度入学者で終了し、令和2年度卒業生の輩出が最後となった。この卒業生と増員分の卒業生を併せても医師の偏在解消には至らず、今回の入学定員増により福井県との連携を強化し、更なる「福井県において地域医療を担う医師」を養成するものである。

3 入学者選抜段階における取組

（1）高等学校や受験生に対する情報発信の強化

福井大学では、高等学校・生徒に対して、本学の教育・研究等の実情や入試関連事項を説明するなど、積極的に学生確保に努めている。特に、医学科では、地域医療に対する意欲のある生徒を求めるアドミッションポリシーを定めており、その一環として、福井県地域医療に従事する医師定着の推進に向けた取組を広く高等学校・生徒に周知している。具体的な取組として、以下のものを実施する。

①大学進学説明会等での説明

毎年、福井県をはじめ近隣府県の進路指導教員を対象とした「北陸地区進学説明会」を開催し、福井大学の最近の取組み、前年度の入試状況及び次年度の入試方法等について周知している。その一環として、「地域医療人の養成」に関する取組を説明する。

また、同月に近隣府県の高等学校長を対象とした「高等学校長との懇談会」を開催している。

※コロナ禍の影響により、令和2年度以降の「高等学校長との懇談会」は中止した。令和3年度及び4年

度は、「東海・関西・北陸地区進学説明会」をオンラインにより開催した。

②オープンキャンパス等での説明

毎年、学部・学科の概要や特色等の紹介、施設見学、入試相談、在学生とのフリーディスカッションを通して本学部の理解を深める取組を、「オープンキャンパス」及び「ミニオープンキャンパス」として実施している。入試相談の一環として、福井県担当者がブースを開設、大学教職員と協力して、地域医療の現状、奨学金制度について説明し、地域医療への関心を高めるとともに、「地域医療人の養成」に関する取組みを説明・周知する。

※コロナ禍の影響により、令和2年度及び3年度は「オープンキャンパス（オンライン交流会）」として開催した。令和4年度は従来の対面型「オープンキャンパス」及び「オープンキャンパス（オンライン交流会）」を開催した。

③高等学校訪問での説明

毎年、医学部教員が県内の高等学校に出向き、公開講座を開講し、講義の中で関心のある生徒に、医学部の現状や福井県における地域医療の現状と問題点等を解説し、地域医療に対する本学の取組の周知を図っている。

また、福井県側でも高校訪問を行っており、福井県の地域医療の現状や奨学金等について説明を行っている。

④積極的な入試情報の発信

医学部案内等の各種広報資料やホームページ等に地域医療人養成に関する情報を掲載するなど、積極的な広報に努める。さらに、福井県ホームページへの情報掲載、福井県関連施設への広報資料の配布など、福井県による積極的な情報発信を実施する。

(2) 入学者選抜について

平成21年度入学生より、福井県からの要請に基づき、福井県内に卒業生を定着させる取組みとして、『福井健康推進枠』として新たな推薦入試枠を設定した（平成21年度は定員5名、平成22年度より定員10名に増員）。この推薦枠は、福井県内の地域医療に従事するという「地域医療への従事意志確約書」を大学に提出し、県には「奨学金受給意向調査書」を提出することを出願要件としており、全国から広く受験生を募集するものである。

この制度により合格した学生には、福井県より奨学金が支給され、在学中には地域医療を担う医師養成のための『地域医療人養成カリキュラム』を履修し、卒業後は福井県内の指定医療機関に9年間医師として従事することにより奨学金の返還が免除される。

資料1：医学部医学科募集人員内訳

(3) 奨学金制度について

令和5年度から「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について」による10名の臨時定員増について、福井県は、指定する県内の医療機関に9年間勤務した場合に返還を免除する「福井県医師確保修学資金」事業を実施し、修学を支援する。

資料2：令和5年度推薦入試（医学部医学科）学生募集要項（抜粋）

4 学部教育における取組

(1) 地域医療を担う医師を養成するためのプログラム

基本的には、全学生に地域医療に関するプログラムを適用し、一般入試等で入学した学生にも地域医療に関する涵養を行い、底辺の拡大を図る。

福井健康推進枠入学者、地域枠入学者に対しては6年間にわたり地域医療の課題や現状を講義と実習で学ぶ『地域医療人養成カリキュラム』が開講されている。このカリキュラムは一般入試入学者の希望者についても選択可能となっている。

地域医療を担う医師を養成するためのカリキュラム及び医学部医学科専門教育科目教育課程表は別添資料のとおりである。

資料3：地域医療を担う医師を養成するためのカリキュラム

資料4：医学部医学科専門教育科目教育課程

(2) 学部教育の改善等に当たっての地域の医療機関との連携の推進

地域医療人を育成するには、大学における教育だけでは限りがある。医師偏在地域における受入体制、処遇などの定着策については、行政の協力がなければ困難である。

また、卒前での臨床実習、卒後の初期研修への協力、地域医療人の育成には地域医療機関の協力も必要となる。

5 卒後研修・教育等

(1) 卒後臨床研修

地域医療を志す者については、手厚い指導・サポート体制をとり、研修に専念できる体制が整っている福井大学医学部附属病院で実施する研修プログラムを選定することを原則とするが、福井県内の研修病院での研修も可能とする。

福井大学医学部附属病院臨床教育研修センターを中心とし、令和2年度からのプログラムの変更に伴い、2年間の中で内科・救急部門・外科・産婦人科・小児科・精神科・一般外来・地域医療を必修とし、残りは将来のキャリアに円滑につながるよう選択科を研修する。

また、2年間を通して月に4回程度、本学救急部（ER型救急部—救急総合診療）での時間外研修を併せて行う。これは、将来、地域医療に携わった場合、救急患者にも適切な診療を施すことが出来る基盤である。

大学附属病院では、研修中の医師を対象に「院内コアレクチャー」を年間通じて行っている。これは、全診療科総動員体制で、主にプライマリケアで遭遇する難病、見落とすと危ない疾患を中心にした勉強会で最新の内容を取り扱っている。この院内コアレクチャーは、県内の臨床研修病院すべてに配信されており、大学附属病院以外での研修を選択した医師も参加可能である。

さらに、併設されている福井メディカルシミュレーションセンターにおいては、シミュレーターを利用したトレーニングコースや、医学部生も参加可能な初期・後期合同研修会を、年間を通して実施している。

(2) 専門医研修

平成30年度から開始された新専門医制度を踏まえ、本院を基幹施設とし、福井県内および県外（近隣医療圏から関東・関西医療圏）を含む病院（連携施設）と協力して、基本19領域（日本専門医機構に準ずる）のうち、総合診療を含む基本18領域の専門研修プログラムを整備している。

これらの研修プログラムは、いずれも、研修プログラムに定められた到達目標を、年次ごと（例えば3～5年間）に定められた研修プログラムに則って研修を行うことにより、効率良くカリキュラムを達成し、質の高い専門医を育成するものとなっている。

また、本院（基幹施設）のみでの完結型の研修ではなく、連携施設（地域の協力病院）と研修施設群を作り研修を行うものであり、研修の質を担保しつつ、地域医療にも配慮したものとなっており、地域枠入学や奨学金供与を受けている研修医に対しても、柔軟な対応ができるものとなっている。

（３）研修修了後の対応

地域医療機関を選択した医師については、医師のキャリアパスを図るとともに、地域に赴任した場合の疎外感・孤立感を解消するため、附属病院で行われるコアレクチャーや症例検討会の随時参加の奨励、ＴＶ会議システムを活用した勉強会参加等、附属病院での再教育機会を確保し、真に地域に根ざした医療人として育成する。また、引き続き附属病院で研修を継続する医師については、診療科（部）の専門研修プログラムにより教育を行い、専門医志向の地域医療人育成を行う。

専門医研修修了後は、次のような貢献（効果）を見込む。

- ・地域の診療所、病院に勤務医として勤務し、地域医療に貢献する。
- ・総合医養成の指導者として、後進の指導にあたる。
- ・地域医療に関する臨床研究者として、地域医療システムの研究開発、実践を行う。

6 その他の取組

（１）地域医療に関する教育以外の取組

- ① 福井県との共同開催として、毎年、「福井県学生地域夏期研修」を実施している。この取り組みでは、福井県内の地域医療を担っている医師と福井健康推進枠医学生が一堂に会し、学生の段階から県内の地域医療、へき地医療を体験し、相互の交流を深めることにより、地域医療に対する理解、モチベーションの向上を図っている。
- ② 福井県医師確保奨学資金奨学生交流会を毎年、春と秋の２回実施しており、年度によっては個別面談を行うこともある（この場合、交流会は春のみ）。この交流会では、将来、福井県内で医師を志す福井健康推進枠学生同士、学年の枠を超えて意見交換を行い交流を深めるとともに、修学上の諸問題や進路相談に応じることで、地域医療への貢献についてのモチベーション維持・向上を図っている。
- ③ 地域医療学担当教員の任用をはじめとする地域医療推進を図るため、福井県の支援による寄附講座を設置している。

（２）地域医療機関の指導医対象のＦＤ

福井大学医学部附属病院では、平成 16 年度より厚生労働省の開催指針にのっとり「卒後臨床研修指導医講習会」を、指導医の資質の向上と研修システムの構築に資することを目的として、主に福井県内の臨床研修指導医や地域医療に携わる医師を対象に、隔年１回開催している。

また現在、卒前臨床医学実習として福井県内を中心とした 37 医療機関に学生実習の受入を依頼し実習を実施しているが、これら臨床実習協力病院と大学側の密接な連携のもと、臨床実習指導医を対象としたＦＤの実施を検討する等、地域医療人育成のための人材養成を推進する。

（３）分野別医師偏在対策

分野別に医師が偏在していることは、福井県においても呼吸器内科等に認められ例外ではない。医師が偏在する要因は種々あるが、これらの診療科に共通する問題は、医師が少

なく、一人当直体制で 24 時間勤務を強いられ、医師一人当たりの負担が過酷なことにあ
る。

福井大学医学部附属病院では、これらの医師過少病院及び自治体と連携し、附属病院と
これらの病院が情報を共有し、北米 E R 型の 24 時間体制の救急診療を行うとともに、入院
患者については、附属病院で主に重症患者、入院を必要とする救急患者の受入を担い、そ
のほかの患者、フォローは地域病院が担うシステムを構築し、地域における特定分野の医
療崩壊防止に寄与している。

(4) 女性医師定着策

女性医師については、結婚、出産を契機に長期の休職・退職をすることが多く、女性医
師の定着を図るためには、女性医師への支援が必要である。従来から、これら女性医師に
対しては、外来を中心とする勤務体制を採用するなどの対応策を行ってきたが、更に効果
を上げるべく、平成 21 年度、大学の運営による院内保育施設「はなみずき保育園」を設置
した。

この保育施設は、医学部がある松岡キャンパスに設置し、0 歳児から 6 歳児までの保育
を行うとともに、早朝保育（7：00～）、延長保育（18：30～22：00）、及び一時保育にも
対応し、週 1 回の 24 時間保育により女医当直も可能になっている。

これに加え、短時間雇用制度など、女性医師等の出産を理由とした長期休職からの早期
復職、離職の防止を図っている。

資 料 目 次

- 資料 1 医学部医学科募集人員内訳
- 資料 2 令和 5 年度学校推薦型選抜Ⅱ（医学部医学科）学生募集要項（抜粋）
- 資料 3 地域医療を担う医師を養成するためのカリキュラム
- 資料 4 医学部医学科専門教育科目教育課程
- 添付資料 令和 5 年度医学部入学定員増員計画

1. 入学定員及び募集人員

II 募集人員

学部	学科・課程・コース等		入学定員	募 集 人 員								私費外国人留学生選抜					
				一般選抜		学校推薦型選抜				総合型選抜							
				前期日程	後期日程	学校推薦型選抜Ⅰ		学校推薦型選抜Ⅱ		総合型選抜Ⅰ	総合型選抜Ⅱ						
教育学部	学校教育課程	初等教育コース	100	選抜区分		選抜区分		選抜区分		選抜区分							
				文系型	13	統合型	9	高大接続型 (嶺南地域枠)	6	面接型 (総合)	10			実技型 (美術)	1		
				理系型	11					面接型 (特別支援)	5						
				実技型 (音楽)	2					面接型 (家庭)	1						
				実技型 (体育)	2												
		中等教育コース				文系型	8	統合型	4	高大接続型 (嶺南地域枠)	4			面接型 (総合)	4	実技型 (美術)	2
						理系型	8							面接型 (家庭)	2		
						実技型 (音楽)	1							実技型 (音楽)	2		
						実技型 (体育)	3										
	教育学部計		100	48	13	12	24	3	—	—							
	医学部	医 学 科		110	55	25			30								
		看護学科		60	30	5	25										
		医学部計		170	85	30	25	30	—	—	—						
工学部	機械・システム工学科		155	75	65							15	各学科 若干名				
	電気電子情報工学科		125	68	42	5						10					
	建築・都市環境工学科		60	30	17	3						10					
	物質・生命化学科		135	75	40							20					
	応用物理学科		50	18	27							5					
	工学部計		525	266	191	8	—	—	60	若干名							
国際地域学部	国際地域学科		60	30	12			10	8			若干名					
合 計			855	429	246	45	64	11	60	若干名							
						109		71									

注1. 教育学部の前期日程，後期日程，学校推薦型選抜Ⅰ，学校推薦型選抜Ⅱ，総合型選抜Ⅰの選抜方法については，次頁の「(1) 教育学部学校教育課程の選抜方法等」によるものとします。

2. 教育学部，工学部，国際地域学部の学校推薦型選抜・総合型選抜の入学手続者数が募集人員に満たない場合は，一般選抜（前期日程）からその不足分を補充します。

IV. 医学科学学校推薦型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す）

1. 募集人員

30人（うち地域枠10人程度，福井健康推進枠10人程度を含む）

2. 出願資格及び推薦者数

① 出願資格

出願枠	出 願 資 格
全 国 枠	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を，令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者
地 域 枠	『福井県内』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者 『福井県以外』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者のうち，保護者が令和2年4月1日時点（それ以前も含む）から出願時までの全期間に，福井県内に在住している者
福井健康推進枠	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者で，医師免許取得後，引き続き福井県内指定医療機関において地域医療に従事することを確約でき，福井県医師確保修学資金（奨学金）の貸与を希望し，福井県に「奨学金受給意向調査書」を提出した者

② 推薦者数

各高等学校等から推薦できる人数は制限なし

3. 推薦要件

出願枠	推 薦 要 件
全 国 枠	令和5年度大学入学共通テストにおいて本学が指定する教科・科目を受験し，かつ，次の要件をすべて満たす者 ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校における学習成績概評がAに属する生徒のうち，人物，学力ともに優秀であると学校長が責任をもって推薦できる者 ② 本学志願の動機が明確であり，将来医師及び医学研究者として，地域医療や医学の進展に貢献する意欲が旺盛な者 ③ スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して，充実した高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校生活を送っている者 ④ 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校において，物理，化学，生物（理数科にあっては，理数物理，理数化学，理数生物）のうち2科目以上履修した（見込みを含む）者 ⑤ 合格した場合は入学を確約できる者
地 域 枠	上記①から⑤の要件を満たし，かつ，卒業後は，直ちに福井大学医学部附属病院で，連続した3年間の研修（臨床研修および専門研修）に従事し，「地域医療への従事意志確約書」を提出する者（注：ア）
福井健康推進枠	上記①から⑤の要件を満たし，かつ，医師免許を取得後，引き続き福井県内指定医療機関において地域医療に従事することを確約できる「地域医療への従事意志確約書」を提出する者（注：イ）

注：ア．臨床研修において，本学医学部附属病院との組み合わせであれば，協力病院での研修も可能です。詳細は，本学医学部附属病院ホームページを参照してください。

(<http://sotsugo.hosp.u-fukui.ac.jp/initial/program>)

イ.「福井健康推進枠」（併願を含む）に出願する者は、福井県ホームページを参照の上、予め手続を行ってください。

（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/iryojyujisya/syogakukinseido.html> 又は「福井県医師確保修学資金」でキーワード検索）。

ウ.「福井健康推進枠」の入学するには、福井県から奨学金が貸与されます。なお、原則として入学後に奨学金を辞退することはできません。

エ.「全国枠」「地域枠」「福井健康推進枠」の間では、下記の表のとおり併願が可能です。十分確認のうえ出願してください。なお併願する場合、インターネット出願画面においては、選択した順に志望順位が付きましますので注意してください。

卒業時期	出身高校等	出願枠			備 考
		全国枠	地域枠	福井健康推進枠	
令和5年 3月卒業 見込みの者	福井県内（※）	○	○	○	すべての出願枠の併願が可能
	上 記 以 外	○	×	○（☆）	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能
令和4年 3月以降に 卒業した者	福井県内（※）	○	○	○	すべての出願枠の併願が可能
	上 記 以 外	○	×	○（☆）	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能

※「出身高校等 福井県内」には11ページの「出願資格 地域枠」の条件を満たす者を含みます。

☆「福井健康推進枠 福井県内以外」の合格者は、福井県からの奨学金貸与の関係上、5名を上限とします。

V. 入学案内

4. 奨学金制度

人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難であると認められる者については、次の奨学金の貸与制度等があります。なお、奨学金制度等を利用する際に、入学試験の成績や出身学校長から提出された調査書を必要とする場合には、各奨学金団体にそれらの情報を通知することがあります。

(1) 福井県医師確保修学資金（福井健康推進枠：医学科のみ対象）

将来、福井県全域の公的な医療機関及び診療所（※指定医療機関という）に医師として勤務しようとする者を対象とし、「福井健康推進枠」の入学者全員に福井県から奨学金が貸与されます。奨学金の貸与期間は6年です。卒後臨床研修期間を含む9年間で公的な医療機関及び診療所で勤務すれば奨学金の返済が免除されます。

福井県が実施する奨学金制度については、福井県ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/iryojyujisya/syogakukinseido.html>）又は「福井県医師確保修学資金」でキーワード検索）を参照してください。

福井健康推進枠 10名
地域枠 10名

1年次 地域医療

- ・地域医療早期体験プログラム（後期）
地域医療に係る職種と人材を理解する。
地域医療における医療機関・介護施設・行政の役割分担を知る。
栄養療法の実際と地域医療における課題を知る。

2年次 地域医療

- ・地域医療学（前期）
地域医療の現場で求められる臨床能力（総合内科医・家庭医）を理解する。
地域医療の現状（医療者確保・地域医療教育）把握、家庭医療学・在宅医療学を学び理想の地域医療を考える。
- ・コミュニケーションとチーム医療Ⅱ（後期）
チーム医療における多職種連携の重要性を理解し、他の医療従事者と円滑な連携を図る能力を身につける。

3年次 基礎臨床医学

- ・地域医療学実習（前期・地域の医療機関）※福井健康推進枠入学者
大学の総合診療部、地域中核病院、診療所におけるそれぞれの地域医療に果たす役割と連携、問題点を学習する。
- ・社会と医学・医療Ⅰ（後期）
介護・福祉に関連する施設における実習と講義を行い、地域保健、高齢者保健および障がい者保健の現場における医師や医療関係者の役割と職種間の連携について、実践的な理解を深めることを目標とする。

4年次 地域医療

- ・地域医療学（前期）
地域医療の現状を知り、問題点および解決への取組を理解する。また地域における住民－行政－医療者の連携等、理想の地域医療について知識を深める。
- ・社会と医学・医療Ⅱ（前期・後期）
社会医学領域（地域保健、産業保健、母子・小児保健、高齢者保健、国際保健など）における医師や医療関係者の役割と連携について理解する。

共用試験CBT(知識), OSCE(技能)

臨床研修

4年次 1月

6年次

- ・臨床実習（附属病院・県内病院・県内地域医療機関）
実際の患者に対し、適切な処置及び指導ができるようになるための基本的な医学知識、技能および医師として患者に接する態度を身につける。総合診療部の実習では、地域医療の現場において、多職種で構成される医療チームの一員として、より実践的な実習を行う。
教育関連病院では一般レベルの診療はもとより、地域包括ケア、地域のプライマリケア、病院連携、在宅医療、地域における疾病予防等も幅広く学ぶ。

共用試験 Post CC OSCE, 卒業時学科試験

医師国家試験

- ・福井県内医療機関(初期臨床研修2年を含む9年間県内勤務)
- ・福井大学大学院医学系研究科 統合先進医学専攻 地域総合医療学コース

別表第2 医学科専門教育科目教育課程（第2条－第4条，第8条関係）

資料4

（令和4年度～）

区 分	授業科目	開設単位		履修年次（単位数）						時間数	備 考
		必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
医学英語	医学英語Ⅰ			1						30	
	医学英語Ⅱ				1					30	
	医学英語Ⅲ					1				30	
	医学英語Ⅳ					1				30	
	実用医学英語Ⅰ		1				1			30	
	実用医学英語Ⅱ		0.5					0.5		24	
メディカルプロフェッショナルリズム	医学入門			2						30	
	生命倫理学Ⅰ			2						30	
	生命倫理学Ⅱ			2						30	
	コミュニケーションとチーム医療Ⅰ			2						50	
	コミュニケーションとチーム医療Ⅱ			1.5		1.5				30	
	コミュニケーションとチーム医療Ⅲ			0.5			0.5			8	
	医の原則			2		2				30	
	死と法			2		2				32	
	医療における安全性への配慮と危機管理			0.5			0.5			8	
地域医療	メディプロ総合演習			3				3		60	
	地域医療早期体験プログラム			1	1					35	
	地域医療学			1		0.5	0.5			16	
	地域医療学実習		1			1				35	
	社会と医学・医療Ⅰ		0.5			0.5				16	
基礎医科学	社会と医学・医療Ⅱ		5				5			132	
	行動科学Ⅰ		2	2						30	
	行動科学Ⅱ		2	2						30	
	基礎生物学		2	2						30	
	生命現象の科学		5	5						92	
	人体解剖学		4.5	4.5						152	
	生体物質の代謝		3.5		3.5					56	
	遺伝情報の維持と発現制御		1.5		1.5					34	
	組織・各臓器の構成，機能		4		4					104	
	画像解剖総合演習		1		1					30	
	個体の調節機構とホメオスタシス		5.5		5.5					108	
	中枢神経系の機能と構造		5		5					90	
	個体の発生		1.5		1.5					28	
	生体と微生物		2.5		2.5					50	
	生体と動物		1		1					20	
	免疫と生体防御		1.5		1.5					24	
	感染症診断実習		0.5		0.5					24	
	生体と薬物		5			5				84	
	原因と病態		3			3				68	
基礎臨床医学1	血液・造血器・リンパ系		2			2				36	
	神経系		3			3				54	
	皮膚系		1.5			1.5				24	
	運動器（筋骨格）系		2			2				32	
	循環器系		3			3				50	
	呼吸器系		2			2				32	
	消化器系		2.5			2.5				48	
	腎臓内科		1.5			1.5				24	
	泌尿器系		2			2				34	
	女性生殖機能・乳房		2.5			2.5				50	
	内分泌・栄養・代謝系		2.5			2.5				40	
	眼・視覚系		1			1				16	
	精神系		2			2				28	
	耳鼻咽喉・口腔系		2				2			34	
基礎臨床医学2	ライフと放射線		2		2					30	
	放射線・電磁波の医療応用と防護		1			1				14	
	遺伝医療・ゲノム医療		1.5				1.5			24	
	感染症		2				2			32	
	腫瘍		1.5				1.5			24	
	免疫・アレルギー疾患		1.5				1.5			28	
	救急医療・緊急被ばく医療		2				2			40	
	成長と発達		1				1			20	
	加齢と老化		1				1			14	
診療の基本	症候・病態からのアプローチ		1				1			16	
	基本的診療知識		6.5				6.5			100	
	基本的診療技能		4.5				4.5			102	
	画像・放射線を用いた診断と治療		2.5				2.5			40	
研臨床修	診療参加型臨床実習Ⅰ		32					32		1120	
	診療参加型臨床実習Ⅱ		32						32	1120	
	実践臨床病理学		2.5						2.5	40	
医科学研究	数理・データサイエンス入門		2		2					30	
	医療統計学		2			2				32	
	研究実践初級コース			1	1					40	
	研究実践上級コース			10.5	10.5					480	
	研究室配属		1				1			40	
	アドバンスト医科学研究コースⅠ			1			1			30	
	アドバンスト医科学研究コースⅡ			1			1			45	
合 計			209	16	38	35.5	47	34.5	32.5	37.5	

（注）1 授業科目は，分割し開設することがある。
2 教育上必要があるときは，教授会の議を経て，授業科目又は単位数等を変更することがある。

令和 5 年度
医学部入学定員増員計画22 福井大第 810 号
令和 4 年 8 月 23 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人福井大学長
上 田 孝 典

「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（令和 4 年 8 月 10 日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

< 連絡先 >

責任者連絡先	職名・氏名	経営企画部長・中村 智夫
	TEL	0 7 7 6 （ 2 7 ） 9 7 9 2
	FAX	0 7 7 6 （ 2 7 ） 8 5 1 8
	E-mail	sskikaku-k@ml.u-fukui.ac.jp

大学名	国公立
福井大学	国立

1. 現在(令和4年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	5	0	685

↑
(収容定員計算用)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
(ア)入学定員	110	110	110	110	110	110	660
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	115	115	115	115	110	685

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和5年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
100	5	0	625

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	100	100	100	100	100	100	600
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	100	625
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和5年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	5	0	635

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	110	100	100	100	100	100	610
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	105	105	105	105	100	635
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 10

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	10
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
計	10

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	福井県	10
大学所在地以外の都道府県		
計		10

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R3とR4の貸与 者数のうち多い 方の数
福井県	10	10	10	10	10
					0
					0
					0
					0
					0
計	10	10	10	10	10

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和5年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

① 令和3年度に実施した地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
医学部医学科 学校推薦型選 抜Ⅱ	(i)推薦入試 (指定校推薦を 含む)	別枠(先行型)	30	10	①第1次選考 大学入学共通テストの成績に より, 第1次選考(書類選考)を 行い募集人員の約3倍の合格者 を決定 ②最終選考 第1次選考合格者に対し面接及 び提出された推薦書, 調査書, 志願理由書による選考(面接 は, 医学科学生としての適性, 能力等を評価)を行い, 第1次選 考結果と総合して合格者を決定	【出願資格】高等学校(特別支援学校の 高等部を含む)又は中等教育学校 を, 令和4年3月に卒業見込みの者及 び令和3年3月以降に卒業した者で, 医 師免許取得後, 引き続き福井県内指定 医療機関において地域医療に従事す ることを確約でき, 福井県医師確保修 学資金(奨学金)の貸与を希望し, 福井 県に「奨学金受給意向調査書」を提出 した者 以下の【推薦要件】を満たす者 ① 高等学校(特別支援学校の高等部 を含む)又は中等教育学校における学 習成績概評がAに属する生徒のうち, 人物, 学力ともに優秀かつ健康である と学校長が責任をもって推薦できる者 ② 本学志願の動機が明確であり, 将 来医師及び医学研究者として, 地域医 療や医学の進展に貢献する意欲が旺 盛な者 ③ スポーツ・文化活動やボランティア 活動等を通して, 充実した高等学校(特 別支援学校の高等部を含む)又は中等 教育学校生活を送っている者 ④ 高等学校(特別支援学校の高等 部を含む)又は中等教育学校におい て, 物理, 化学, 生物(理数科にあつて は, 理数物理, 理数化学, 理数生物) のうち2科目以上履修した(見込みを含 む)者 ⑤ 合格した場合は入学を確約できる 者 かつ医師免許を取得後, 引き続き福井 県内指定医療機関において地域医療 に従事することを確約できる「地域医療 への従事意志確約書」を提出する者	R2	「福井健康 推進枠 福 井県内以 外」の合格 者は, 福井 県からの奨 学金貸与の 関係上, 5名 を上限
合計			30	10				

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和4年度に実施する地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分		出願要件(※1)	開始年度	備考
医学部医学科 学校推薦型選 抜Ⅱ	(i)推薦入試 (指定校推薦を 含む)	別枠(先行型)	30		10	①第1次選考 大学入学共通テストの成績に より、第1次選考(書類選考)を 行い募集人員の約3倍の合格者 を決定 ②最終選考 第1次選考合格者に対し面接及 び提出された推薦書、調査書、 志願理由書による選考(面接 は、医学科学生としての適性、 能力等を評価)を行い、第1次選 考結果と総合して合格者を決定 【出願資格】高等学校(特別支援学校 の高等部を含む)又は中等教育学校 を、令和5年3月に卒業見込みの者及 び令和4年3月以降に卒業した者で、医 師免許取得後、引き続き福井県内指定 医療機関において地域医療に従事す ることを確約でき、福井県医師確保修 学資金(奨学金)の貸与を希望し、福井 県に「奨学金受給意向調査書」を提出 した者 以下の【推薦要件】を満たす者 ① 高等学校(特別支援学校の高等部 を含む)又は中等教育学校における学 習成績概評がAに属する生徒のうち、 人物、学力ともに優秀かつ健康である と学校長が責任をもって推薦できる者 ② 本学志願の動機が明確であり、将 来医師及び医学研究者として、地域医 療や医学の進展に貢献する意欲が旺盛 な者 ③ スポーツ・文化活動やボランティア 活動等を通して、充実した高等学校(特 別支援学校の高等部を含む)又は中等 教育学校生活を送っている者 ④ 高等学校(特別支援学校の高等 部を含む)又は中等教育学校におい て、物理、化学、生物(理数科にあつて は、理数物理、理数化学、理数生物) のうち2科目以上履修した(見込みを含 む)者 ⑤ 合格した場合は入学を確約できる 者 かつ医師免許を取得後、引き続き福井 県内指定医療機関において地域医療 に従事することを確約できる「地域医療 への従事意志確約書」を提出する者	R2	「福井健康 推進枠 福 井県内以 外」の合格 者は、福井 県からの奨 学金貸与の 関係上、5名 を上限
合計			30		10			

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和5年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1～2年次には「地域医療早期体験プログラム」(必修)、「地域医療学」(必修)、「コミュニケーションとチーム医療Ⅱ」(必修)の科目を開講し地域医療における現状と課題等を学ぶ。3～4年次には「地域医療学」(必修)、「地域医療学実習」(福井健康推進枠入学者は必修)、「社会と医学・医療Ⅰ」と「社会と医学・医療Ⅱ」、4～5年次には「診療参加型臨床実習Ⅰ」(必修)という科目を開講し、地域における医療現場での実習を通じて、地域医療についてより実践的に学ぶこととしている。

(参考:記入例)

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■●を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成21年度から地域枠による増員を開始し、推薦入試での地域枠募集枠として学生確保に取り組んできた。令和4年度までに135名の地域枠学生を確保し、そのうち69名が現在医師として地域医療に貢献している。(135名の内、60名は学部在学生)

(参考:記入例)

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■●などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1	地域医療早期体験プログラム	全員	必修	必修	講義	1	R4
2	地域医療学	全員	必修	必修	講義	0.5	H30
2	コミュニケーションとチーム医療Ⅱ	全員	必修	必修	講義	1.5	H30
3	地域医療学実習	地域枠学生	必修	選択	実習	1	H30
3	社会と医学・医療Ⅰ	全員	必修	必修	実習	0.5	H30
4	地域医療学	全員	必修	必修	講義	0.5	H30
4	社会と医学・医療Ⅱ	全員	必修	必修	講義	5	H30
4～5	診療参加型臨床実習Ⅰ	全員	必修	必修	実習	2	H30

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。 ※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度
1～6	福井県医師確保 修学資金奨学生 交流会	地域枠学生	福井県との連携	4月・10月 各1日	地域枠学生を対象にキャリアパスについて説明・OBと の交流・情報提供を行う。	H23
3～5	福井県学生地域 夏期研修	地域枠学生	福井県との連携	8月(2日間)	地域医療を支えている診療所等での実習・指導を行 う。	H23

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和4年度以前から継続する取組を含む)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
福井県	10	新入生	100,000	10,796,800	イ 次のいずれにも該当するとき ①大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得すること ②医師免許を取得した後直ちに県内の臨床研修病院で臨床研修を受けること ③臨床研修を修了した後引き続き指定医療機関において医師として勤務し、臨床研修を受けた機関と指定医療機関で勤務した期間とを合計した期間が9年に達すること ロ 業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○	×		医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱにおいて、「奨学金受給意向調査書受理証」の添付が出願要件となっており、最終選考で選考された「福井健康推進枠」合格者を県に報告することで、県は奨学金受給の手続きを行う。

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
福井県医師確保修学資金奨学生交流会	地域枠学生を対象にキャリアパスについて説明・OBとの交流・情報提供により、地域医療への意識づけを図る。	H23

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

福井県内の地域医療の充実や地域医療に貢献する人材育成を目指す寄附講座として「地域プライマリケア講座」(福井県高浜町)、「地域医療推進講座」(福井県)、「地域高度医療推進講座」(公立小浜病院)等を開設し、地域医療人育成プログラムをはじめとする教育を推進し、地域社会からの期待に応えている。

令和4年度
学校推薦型選抜Ⅱ
(医学部医学科)

学生募集要項

令和3年11月



Ⅱ. 医学科学学校推薦型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す）

1. 募集人員

30人（うち地域枠10人程度、福井健康推進枠10人程度を含む）

2. 出願資格及び推薦者数

① 出願資格

出願枠	出 願 資 格
全 国 枠	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を、令和4年3月に卒業見込みの者及び令和3年3月以降に卒業した者
地 域 枠	『福井県内』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を、令和4年3月に卒業見込みの者（以下「卒業見込み者」という）及び令和3年3月以降に卒業した者（以下「既卒者」という） 『福井県以外』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校の卒業見込み者及び既卒者のうち、保護者が平成31年4月1日時点（それ以前も含む）から出願時までの全期間に、福井県内に在住している者
福井健康推進枠	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を、令和4年3月に卒業見込みの者及び令和3年3月以降に卒業した者で、医師免許取得後、引き続き福井県内指定医療機関において地域医療に従事することを確約でき、福井県医師確保修学資金（奨学金）の貸与を希望し、福井県に「奨学金受給意向調査書」を提出した者

② 推薦者数

各高等学校等から推薦できる人数は制限なし

3. 推薦要件

出願枠	推 薦 要 件
出願枠	令和4年度大学入学共通テストにおいて本学が指定する教科・科目を受験し、かつ、次の要件をすべて満たす者
全 国 枠	① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校における学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに優秀であると学校長が責任をもって推薦できる者 ② 本学志願の動機が明確であり、将来医師及び医学研究者として、地域医療や医学の進展に貢献する意欲が旺盛な者 ③ スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校生活を送っている者 ④ 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校において、物理、化学、生物（理数科にあつては、理数物理、理数化学、理数生物）のうち2科目以上履修した（見込みを含む）者 ⑤ 合格した場合は入学を確約できる者
地 域 枠	上記①から⑤の要件を満たし、かつ、卒業後は、直ちに福井大学医学部附属病院で、連続した3年間の研修（臨床研修および専門研修）に従事し、「地域医療への従事意志確約書」を提出する者（注：ア）
福井健康推進枠	上記①から⑤の要件を満たし、かつ、医師免許を取得後、引き続き福井県内指定医療機関において地域医療に従事することを確約できる「地域医療への従事意志確約書」を提出する者（注：イ）

注：ア. 臨床研修において、本学医学部附属病院との組み合わせであれば、協力病院での研修も可能です。詳細は、本学医学部附属病院ホームページを参照してください。

(<http://sotsugo.hosp.u-fukui.ac.jp/initial/program>)

イ.「福井健康推進枠」（併願を含む）に出願する者は、福井県ホームページを参照の上、予め手続を行ってください。

（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/iryojyujisya/syogakukinseido.html> 又は「福井県医師確保修学資金」でキーワード検索）

ウ.「福井健康推進枠」の入学には、福井県から奨学金が貸与されます。なお、原則として入学後に奨学金を辞退することはできません。

エ.「全国枠」「地域枠」「福井健康推進枠」の間では、下記の表のとおり併願が可能です。十分確認のうえ出願してください。なお併願する場合、インターネット出願画面においては、選択した順に志望順位がつきますので注意してください。

卒業時期	出身高校等	出願枠			備 考
		全国枠	地域枠	福井健康推進枠	
令和4年 3月卒業 見込みの者	福井県内（※）	○	○	○	すべての出願枠の併願が可能
	上 記 以 外	○	×	○（☆）	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能
令和3年 3月以降に 卒業した者	福井県内（※）	○	○	○	すべての出願枠の併願が可能
	上 記 以 外	○	×	○（☆）	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能

※「出身高校等 福井県内」には4ページの「出願資格 地域枠」の条件を満たす者を含みます。

☆「福井健康推進枠 福井県内以外」の合格者は、福井県からの奨学金貸与の関係上、5名を上限とします。

4. 出願手続

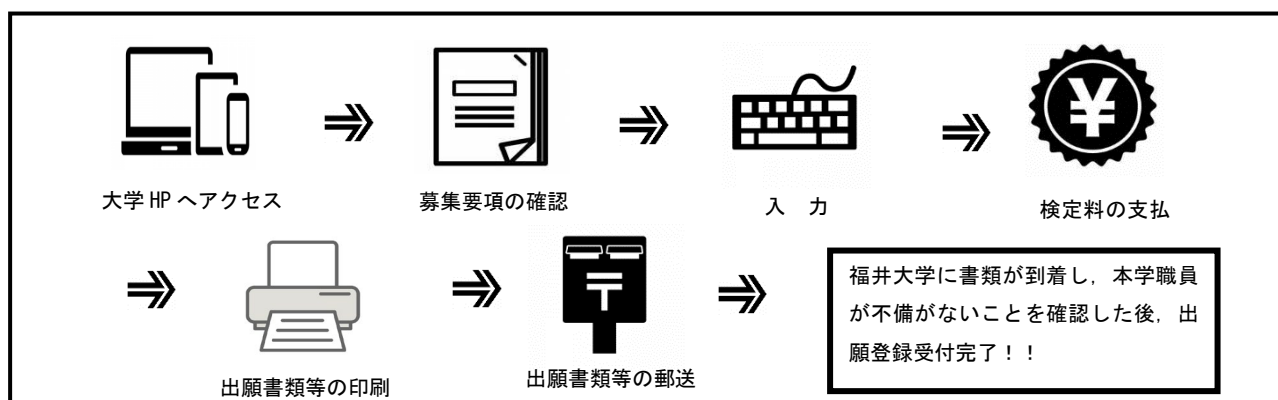
(1) 出願期間

令和3年12月13日（月）～12月17日（金）17時必着

- ① 出願書類等は市販の角型2号封筒（240mm×332mm）に、インターネット出願サイトから印刷した宛名ラベルを貼り、本学学務部松岡キャンパス学務課入試担当へ郵送（書留速達）するものとし、12月17日（金）17時必着とします。ただし、期限後に到着した出願書類等のうち、12月15日（水）までの発信局日付印のある書留速達郵便に限り受理します。持参による出願は認めません。
- ② 郵便局で交付される書留郵便受領証等は、大切に保管してください。

(2) 出願方法

○インターネット出願の流れ



令和5年度

入 学 者 選 抜 要 項

令和4年7月



(医学部)

実施学部・学科	医学部 医学科 (全国枠・地域枠)	
募集人員	20人(うち地域枠10人程度を含む) ※上記人員20名とは別に、臨時定員(10人上限)延長申請中であり、認可後には「福井健康推進枠」にて募集予定である。	
推薦要件	本学が指定する令和5年度大学入学共通テストの教科・科目を受験する者で、次の要件に該当し、出身学校長が責任をもって推薦できる者で、合格した場合は入学することを確約できる者	
	全国枠	高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者で、かつ、次の要件をすべて満たす者 (1) 高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校における学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに優秀である者 (2) 本学志願の動機が明確であり、将来医師及び医学研究者として、地域医療や医学の進展に貢献する意欲が旺盛な者 (3) スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校生活を送っている者 (4) 高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校において、物理、化学、生物(理数科にあっては、理数物理、理数化学、理数生物)のうち2科目以上履修した(見込みを含む)者
	地域枠	① 『福井県内』の高等学校(特別支援学校の高等部を含む)若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者 ② 『福井県以外』の高等学校(特別支援学校の高等部を含む)若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者のうち、保護者が令和2年4月1日時点(それ以前も含む)から出願時までの全期間に、福井県内に在住している者 ①②いずれとも上記「全国枠」(1)～(4)の条件を満たし、かつ、卒業後は、直ちに福井大学医学部附属病院で、連続した3年間の研修(臨床研修および専門研修)に従事し、福井県内において医師となる強い意志を有する者 注：臨床研修において、本学医学部附属病院との組み合わせであれば、協力病院での研修も可能です。
	福井健康推進枠 (注)当該枠については臨時定員(10人上限)延長申請中である。	① 『福井県内』の高等学校(特別支援学校の高等部を含む)若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者 ② 『福井県以外』の高等学校(特別支援学校の高等部を含む)若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者のうち、保護者が令和2年4月1日時点(それ以前も含む)から出願時までの全期間に、福井県内に在住している者 ③ 『福井県以外』の高等学校(特別支援学校の高等部を含む)若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者 ①②③いずれとも上記「全国枠」(1)～(4)の条件を満たし、かつ、医師免許を取得し、福井県内において卒後臨床研修を終えた後、引き続き福井県内において地域医療に従事する強い意志を有する者であって、その意志を記載した書面(奨学金受給意向調査書)を福井県に対して提出した者

	※上記, 福井健康推進枠③の出願資格により合格できる者は福井県からの奨学金貸与の関係上, 5 名を上限とします。
選 抜 方 法 等	(1) 大学入学共通テストの成績により, 募集人員の約 3 倍の第 1 次選考合格者を決定します。 (2) 第 1 次選考合格者に対し, 面接及び提出された推薦書, 調査書, 志願理由書による選考を行い, 第 1 次選考結果と総合して最終選考合格者を決定します。 (3) 大学入学共通テストで課す教科・科目名については, 50 ページを参照してください。
出 願 期 間	令和 4 年 12 月 12 日 (月) ～ 16 日 (金)
選 抜 期 日 (最 終 選 考)	令和 5 年 2 月 11 日 (土)
合 格 発 表 日 (最 終 選 考)	令和 5 年 2 月 14 日 (火)
そ の 他	調査書の学習成績概評が A に相当する者については, A 標示とその理由を記載してください。 各高等学校等から推薦できる人数は, 特に制限しません。 詳細は, 「令和 5 年度医学部学校推薦型選抜 (医学科) 学生募集要項」 (11 月上旬発表予定) によります。

- 注 1. 高等学校には, 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を含みます。
2. 医学科の学校推薦型選抜Ⅱにおいては下記の表 (参考) のとおり併願ができます。
3. 「福井健康推進枠」の志願者には, 福井県から奨学金受給意向調査書受理証が交付されます。
4. 「福井健康推進枠」の入学者には, 福井県から奨学金が貸与されます。
5. 福井県が実施する奨学金制度の概要及び奨学金受給意向調査書に関しては, 福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/iryojyujisya/syogakukinseido.html> 又は「福井県医師確保修学資金」でキーワード検索) を参照してください。

(参考)

卒業時期	出身高校	出願区分			備 考
		全国枠	地域枠	福井健康推進枠	
令和 5 年 3 月卒業見込みの者	福井県内 (※)	○	○	○	すべての出願区分の併願が可能です。
	上記以外	○	×	○	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能です。
令和 4 年 3 月以降に卒業した者	福井県内 (※)	○	○	○	すべての出願区分の併願が可能です。
	上記以外	○	×	○	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能です。

※表中の「出身高校 福井県内 (※)」には 46 ページの「推薦要件 地域枠②及び福井健康推進枠②」の条件を満たす者を含みます。

(白紙)

令和５年度入学者選抜要項の変更について

令和４年８月５日付文部科学省通知により本学医学部医学科の「地域枠１０名」の定員増が承認されたことに伴い、令和５年度入学者選抜要項の一部を変更します。（※認可申請予定）

<改正箇所>

１９ページ・Ⅱ 募集人員

Ⅱ 募集人員

学部	学科・課程・コース等		入学定員	募 集 人 員											
				一般選抜		学校推薦型選抜				総合型選抜		私費外国人留学生選抜			
				前期日程	後期日程	学校推薦型選抜Ⅰ		学校推薦型選抜Ⅱ		総合型選抜Ⅰ	総合型選抜Ⅱ				
教育学部	学校教育課程	初等教育コース	100	選抜区分		選抜区分		選抜区分		選抜区分					
				文系型	13	統合型	9	高大接続型 (嶺南地域枠)	6	面接型 (総合)	10			実技型 (美術)	1
				理系型	11					面接型 (特別支援)	5				
				実技型 (音楽)	2					面接型 (家庭)	1				
		実技型 (体育)		2											
		中等教育コース		文系型	8	統合型	4	高大接続型 (嶺南地域枠)	4	面接型 (総合)	4			実技型 (美術)	2
				理系型	8					面接型 (家庭)	2				
				実技型 (音楽)	1			実技型 (技術)	2	実技型 (音楽)	2				
	実技型 (体育)		3												
	教育学部計		100	48	13	12	24	3	—	—					
	医学部	医学科		110 100	55	25			30 20						
		看護学科		60	30	5	25								
医学部計		170 160	85	30	25	30 20	—	—	—						
工学部	機械・システム工学科		155	75	65					15	各学科 若干名				
	電気電子情報工学科		125	68	42	5				10					
	建築・都市環境工学科		60	30	17	3				10					
	物質・生命化学科		135	75	40					20					
	応用物理学科		50	18	27					5					
	工学部計		525	266	191	8	—	—	60	若干名					
国際地域学部	国際地域学科		60	30	12			10	8		若干名				
合 計			855 845	429	246	45	64 54	11	60	若干名					
						109 -99		71							

注１. 学校推薦型選抜Ⅰは、大学入学共通テストを課しません。学校推薦型選抜Ⅱは、大学入学共通テストを課します。

- ２. 総合型選抜Ⅰは、大学入学共通テストを課しません。総合型選抜Ⅱは、大学入学共通テストを課します。
- ３. 教育学部、工学部、国際地域学部の学校推薦型選抜・総合型選抜の入学手続者数が募集人員に満たない場合は、一般選抜(前期日程)からその不足分を補充します。
- ４. 教育学部の前期日程、後期日程、学校推薦型選抜Ⅰ、学校推薦型選抜Ⅱ、総合型選抜Ⅰの選抜方法については、次頁の「１. 教育学部学校教育課程の選抜方法等」によるものとします。
- ５. 「専門学校・総合学科卒業生入試」、「帰国生徒・社会人等のための入試」は実施しません。

学校推薦型選抜Ⅱ

(医学部)

実施学部・学科	医学部 医学科 (全国枠・地域枠・福井健康推進枠)	
募集人員	30人 (うち地域枠10人程度, 福井健康推進枠10人程度を含む)	
推薦要件	本学が指定する令和5年度大学入学共通テストの教科・科目を受験する者で、次の要件に該当し、出身学校長が責任をもって推薦できる者で、合格した場合は入学することを確約できる者	
	全国枠	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者で、かつ、次の要件をすべて満たす者 (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校における学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに優秀である者 (2) 本学志願の動機が明確であり、将来医師及び医学研究者として、地域医療や医学の進展に貢献する意欲が旺盛な者 (3) スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校生活を送っている者 (4) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）又は中等教育学校において、物理、化学、生物（理数科にあっては、理数物理、理数化学、理数生物）のうち2科目以上履修した（見込みを含む）者
	地域枠	① 『福井県内』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者 ② 『福井県以外』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者のうち、保護者が令和2年4月1日時点（それ以前も含む）から出願時までの全期間に、福井県内に在住している者 ①②いずれとも上記「全国枠」(1)～(4)の条件を満たし、かつ、卒業後は、直ちに福井大学医学部附属病院で、連続した3年間の研修（臨床研修および専門研修）に従事し、福井県内において医師となる強い意志を有する者 注：臨床研修において、本学医学部附属病院との組み合わせであれば、協力病院での研修も可能です。
	福井健康推進枠	① 『福井県内』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者 ② 『福井県以外』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者のうち、保護者が令和2年4月1日時点（それ以前も含む）から出願時までの全期間に、福井県内に在住している者 ③ 『福井県以外』の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者又は令和4年3月以降に卒業した者 ①②③いずれとも上記「全国枠」(1)～(4)の条件を満たし、かつ、医師免許を取得し、福井県内において卒後臨床研修を終えた後、引き続き福井県内において地域医療に従事する強い意志を有する者であって、その意志を記載した書面（奨学金受給意向調査書）を福井県に対して提出した者

	※上記, 福井健康推進枠③の出願資格により合格できる者は福井県からの奨学金貸与の関係上, 5 名を上限とします。
選 抜 方 法 等	(1) 大学入学共通テストの成績により, 募集人員の約 3 倍の第 1 次選考合格者を決定します。 (2) 第 1 次選考合格者に対し, 面接及び提出された推薦書, 調査書, 志願理由書による選考を行い, 第 1 次選考結果と総合して最終選考合格者を決定します。 (3) 大学入学共通テストで課す教科・科目名については, 44 ページを参照してください。
出 願 期 間	令和 4 年 12 月 12 日 (月) ～ 16 日 (金)
選 抜 期 日 (最 終 選 考)	令和 5 年 2 月 11 日 (土)
合 格 発 表 日 (最 終 選 考)	令和 5 年 2 月 14 日 (火)
そ の 他	調査書の学習成績概評が A に相当する者については, A 標示とその理由を記載してください。 各高等学校等から推薦できる人数は, 特に制限しません。 詳細は, 「令和 5 年度医学部学校推薦型選抜 (医学科) 学生募集要項」 (11 月上旬発表予定) によります。

- 注 1. 高等学校には, 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を含みます。
2. 医学科の学校推薦型選抜Ⅱにおいては下記の表 (参考) のとおり併願ができます。
3. 「福井健康推進枠」の志願者には, 福井県から奨学金受給意向調査書受理証が交付されます。
4. 「福井健康推進枠」の入学者には, 福井県から奨学金が貸与されます。
5. 福井県が実施する奨学金制度の概要及び奨学金受給意向調査書に関しては, 福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/iryojyujisya/syogakukinseido.html> 又は「福井県医師確保修学資金」でキーワード検索) を参照してください。

(参考)

卒業時期	出身高校	出願区分			備 考
		全国枠	地域枠	福井健康推進枠	
令和 5 年 3 月卒業見込みの者	福井県内 (※)	○	○	○	すべての出願区分の併願が可能です。
	上記以外	○	×	○	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能です。
令和 4 年 3 月以降に卒業した者	福井県内 (※)	○	○	○	すべての出願区分の併願が可能です。
	上記以外	○	×	○	全国枠と福井健康推進枠の併願が可能です。

※表中の「出身高校 福井県内 (※)」には 40 ページの「推薦要件 地域枠②及び福井健康推進枠②」の条件を満たす者を含みます。

地域医療早期体験プログラム

科目番号		科目区分	単位数又はコマ数		開講時期
41RES101		必修	15コマ		1年次生 後期
担当教員名	職名／所属	実務経験	Eメールアドレス	オフィスアワー	
井階 友貴	教授／地域プライマリケア講座	臨床	ikai@u-fukui.ac.jp	メール予約（随時）	
山村 修	教授／地域医療推進講座	臨床	kapi@u-fukui.ac.jp	火曜日午前中（予め連絡）	
北野 史浩	講師／地域医療推進講座	臨床	er_fkitano@yahoo.co.jp	メール予約（随時）	
銭丸 康夫	特命講師/教育支援センター	臨床	zenimaru@u-fukui.ac.jp	メール予約（随時）	
大西 秀典	助教／地域医療推進講座	研究	o-hide68@u-fukui.ac.jp	メール予約（随時）	

1 学修目標

1. 医学教育におけるactive learningの重要性を理解し、自分の力で課題を発見し、自己学習およびグループ学習によってそれらを解決する能力を身につける。
2. 地域医療に係る職種と人材を理解する。
3. 地域医療における医療機関・介護施設・行政の役割分担を知る。
4. 栄養療法の実践と地域医療における課題を知る。

2 授業の内容

回	講義タイトル	内容、キーワード	担当講座・教官
1	地域医療学入門	地域医療連携、医療機関の役割分担、動画鑑賞	山村、大西
2	地域医療学グループ学習	地域医療の課題、人口減少	山村、大西
3	臨床栄養学入門	献立設定、疾患と治療食	銭丸、北野
4	地域医療現地見学（高浜町）	患者中心の医療、家族志向型・地域包括ケア	井階、山村
4	合同調理実習（仁愛大学）	栄養療法の実践、管理栄養士の役割	大西、北野、山村

3 授業の形式・形態

講義、動画鑑賞、グループ学習、学習発表会、現地見学実習、調理実習

- ・現地見学/仁愛大学キャンパスにおける合同実習
- ・併用授業で行う（対面・オンデマンド式遠隔授業・リアルタイム式遠隔授業）

4 到達目標

- 1) 地域医療の現場で求められる能力

到達目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	地域医療への貢献
	・かかりつけ医等の役割や地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解し、実践に必要な能力を獲得する。 ・地域包括ケアシステムの概念を理解し、地域における保健（母子保健、学校保健、成人・高齢者保健、地域保健、精神保健）・医療・福祉・介護の分野及び多職種間（行政を含む）の連携の必要性を説明できる。
医師として求められる基本的な資質・能力	チーム医療の実践
	・医療チームの構成や各構成員（医療職）の役割分担と連携・責任体制を説明し、チームの一員として参加できる。

- 2) 地域医療の現状と課題

到達目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
---------------------	------

社会における医療の実践	地域医療への貢献	・地域社会（離島・へき地を含む）における医療の状況、医師の偏在（地域、診療科及び臨床・非臨床）の現状を概説できる。
医師として求められる基本的な資質・能力	チーム医療の実践	・自分の能力の限界を認識し、必要に応じて他の医療従事者に援助を求めることができる。

3) 理想の地域医療

到達目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分		到達目標
社会における医療の実践	地域医療への貢献	・地域における救急医療、在宅医療及び離島・へき地医療の体制を説明できる。
基本的診療知識	在宅医療と介護	・在宅医療の在り方、必要性和課題を概説できる。 ・在宅医療と多職種連携の重要性を説明できる。 ・地域包括ケアシステムと介護保険制度、障害者総合支援法等の医療保健福祉制度を概説できる。
医師として求められる基本的な資質・能力	チーム医療の実践	・保健、医療、福祉と介護のチーム連携における役割を説明できる。

5 準備学修（予習・復習）等の内容と分量

予習：「地域包括ケアシステム」について、厚生労働省ホームページ及び書籍等で予習してくること。

6 総合評価割合

出席・修学態度 60%、学習発表会における発表内容 40%により判定する。

7 評価の方法

- 1) 修学態度・発表内容により評価する。
- 2) 欠席は原則として認めない。
- 3) 病欠、その他のやむを得ない理由で欠席の場合にレポートの提出を義務とする。

8 教科書および参考書

- ・日本の医療制度改革がめざすもの 時事通信社 辻哲夫著
- ・地域医療 再生への処方箋 ぎょうせい 伊関友伸著
- ・地域包括ケア時代の地域に根差した医療の創り方 日総研 櫃本真事著
- ・自宅で大往生 中公新書 中村伸一著

9 その他、履修上の注意事項や学修上の助言など

地域医療は多職種のチームワークで支えます。医師だけで支えることはできません。チームには多彩なメンバーがいて、それぞれに役割があり、彼らが所属する医療機関、介護施設、行政にも役割があります。たくさんの職種とメンバーが関わる地域医療。このプログラムを通じて、学生の皆様には地域医療の入り口に足を踏み入れていただきます。実際に地域医療の仲間と会い、ともに課題をこなすことで連帯感を持ち、協働の力を知っていただきます。実習では管理栄養士を目指す学生と触れ合い、どんな力を貸してくれるのか、仲間の力を引き出すためには何が必要なのかを問いかけます。また福井県の西端にある高浜町に赴き、地域の中核病院、公立診療所、行政機関、介護施設を巡ることで、地域医療を俯瞰できる視点を育てます。松岡キャンパスを飛び出して、地域をフィールドに学ぶことは、きっと皆さんに新たな視点と興味をもたらします。大切なのはフラットな姿勢と広い視野です。どんな仲間にも敬意を持って、積極的に言葉を交わしましょう。

10 アクティブ・ラーニング（主体的・対話的教育手法）の導入状況

(1) 導入している教育手法

- ・ミニッツペーパー

(2) 導入の程度

- ・上記(1)の何れかを中心に実施する授業を5コマ以上含む、もしくは科目内の1/3以上

地域医療学

科目番号		科目区分	単位数又はコマ数	開講時期
41REG402		必修	8 コマ	2 年次生 前期（4 コマ）
担当教員名	職名／所属	実務経験	E メールアドレス	オフィスアワー
井階 友貴 山村 修◎	教授／地域プライマリケア講座 教授／地域医療推進講座	臨床 臨床	ikai@u-fukui.ac.jp kapi@u-fukui.ac.jp	いつでも歓迎。ただし、事前にアポイントメント必要。 火曜日午前中（予め連絡）

1) 学修目標

- 地域医療の現場で求められる能力を理解する
- 地域医療の現状と課題を把握する
- 理想の地域医療を考える

2) 授業の内容

回	講義タイトル	内容、キーワード	担当講座・教官
1	総合医と地域医療	地域での総合内科医と家庭医の臨床	井階, 紅谷, 山村
2	地域医療システム学	地域での医師・医療者確保、地域医療教育	井階, 紅谷, 山村
3	家庭医療学入門	患者中心の医療、家族志向型・地域包括ケア	井階, 紅谷, 山村
4	在宅医療学入門	在宅療養の実際と医療福祉システム	井階, 紅谷, 山村

3) 授業の形式・形態（2021年度一部変更）

講義、ワークショップ

- ・併用授業で行う（対面・オンデマンド式遠隔授業・リアルタイム式遠隔授業）。

4) 到達目標

- 地域医療の現場で求められる能力

到達目標：

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	地域医療への貢献 ・ かかりつけ医等の役割や地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解し、実践に必要な能力を獲得する。 ・ 地域包括ケアシステム概念を理解し、地域における保健（母子保健、学校保健、成人・高齢者保健、地域保健、精神保健）・医療・福祉・介護の分野間及び多職種間（行政を含む）の連携の必要性を説明できる。 ・ 医療計画（医療圏、基準病床数、地域医療支援病院、病診連携、病病連携、病院・診療所・薬局の連携等）及び地域医療構想を説明できる。

- 地域医療の現状と課題

到達目標：

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	地域医療への貢献 ・ 地域社会（離島・へき地を含む）における医療の状況、医師の偏在（地域、診療科及び臨床・非臨床）の現状を概説できる。

- 理想の地域医療

到達目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	地域医療への貢献 ・ 地域における救急医療、在宅医療及び離島・へき地

療の実践		医療の体制を説明できる。
基本的診療知識	在宅医療と介護	・ 在宅医療の在り方、今後の必要性と課題を概説できる。 ・ 在宅医療における多職種連携の重要性を説明できる。 ・ 褥瘡の予防、評価、処置・治療及びチーム医療の重要性を説明できる。 ・ 在宅における人生の最終段階における医療、看取りの在り方と課題を概説できる。 ・ 地域包括ケアシステムと介護保険制度、障害者総合支援法等の医療保健福祉制度を概説できる。

5) 準備学修（予習・復習）等の内容と分量

予習：「地域包括ケアシステム」について、厚生労働省ホームページ及び書籍等で予習してくること。

6) 総合評価割合

出席・修学態度 60%、レポート 40% により判定する。

7) 評価の方法

- ① 修学態度・レポートにより評価する。
- ② 欠席は原則として認めない。
- ③ 病欠、その他のやむを得ない理由で欠席の場合にレポートの提出を義務とする。

8) 教科書および参考書

新家庭医プライマリ・ケア入門 プリメド社 日本家庭医療学会編
 スタンダード家庭医療マニュアルー理論から実践まで 永井書店 葛西龍樹編著
 地域医療 再生への処方箋 ぎょうせい 伊関友伸著

9) その他、履修上の注意事項や学修上の助言など

皆さんは、本学に入学するとき、どのような医師像をもっていましたか？

“神の手”と言われるスーパードクター？難病に立ち向かう小児科医？奇病の解明に尽くす研究職？

「地域医療」と聞いて、「自分は田舎で働くつもりはないから関係ない」と思っていませんか？

地域医療は、「地域住民が抱える様々な健康上の不安に適切に対応し、安心を届けること」です。決して田舎の医療のことをいうものではありません。

患者さんのことを思い、支え、何かできることはないか考える。このことは、どんな分野の臨床家、研究家にも共通する原理です。将来皆さん全員が関係する「地域医療」について、考えを深めてください。

この講座では、最も地域に密着しやすい総合医・家庭医について主にお伝えします。近年の医学生の総合医志向は高まってきており、地域医療問題や地域枠入学など、社会的にも発展中の分野です。

地域医療のおもしろさ、可能性を感じ取ったうえで実際に地域での医療を実習していただけるよう、最大限努力したいと思います。

- ・ 臨床医としての経験を生かして、実践的な講義・演習を行う。

10) アクティブ・ラーニング（主体的・対話的教育手法）の導入状況

① 導入している教育手法

- ・ ミニッツペーパー

② 導入の程度

- ・ 上記(1)の何れかを中心に実施する授業を5コマ以上含む、もしくは科目内の1/3以上



メディカル・プロフェッショナルリズム科目 コミュニケーションとチーム医療Ⅱ

～チーム医療と多職種連携～

科目番号		科目区分	単位数又はコマ数		開講時期
41FOU206		必修	15コマ		2年次生後期
担当教員名	職名／所属		実務経験	Eメールアドレス	オフィスアワー
山村 修◎	講師／地域医療推進講座		臨床	kapi@u-fukui.ac.jp	火曜日午前中（予め連絡） メールで予約（随時）
坂井 豊彦	准教授／教育支援センター		臨床	tsakai@u-fukui.ac.jp	
銭丸 康夫	特命講師／教育支援センター		臨床	zenimaru@u-fukui.ac.jp	

1 学修目標

1. 医療の現場におけるコミュニケーションの重要性を理解し、信頼関係の確立に役立つ能力を身につける。
2. 患者と医師の良好な関係を築くために、患者の個別的背景を理解し、問題点を把握する能力を身につける。
3. チーム医療における多職種連携の重要性を理解し、他の医療従事者と円滑な連携を図る能力を身につける。
4. 病院見学実習を通して、医療現場の現状を理解し、問題点を把握する能力を身につける。
5. 高度専門職業人としての医師について理解し、医師のプロフェッショナルリズムの考えを身につける。

2 授業の内容

1. 多職種連携を理解するチーム医療体験実習

(1) 各職種代表者による職種概説講義

回	講義タイトル	内容、キーワード	担当講座・教員
1	人口減少社会と多職種連携	超高齢化社会，多死社会，地域包括ケア，地域医療構想	地域医療推進講座 山村
2	他職種を知ろう 1 医療ソーシャルワーカー・ 精神保健福祉士	連携室，入退院支援，患者相談，社会資源 の活用	地域医療連携部
3	他職種を知ろう 2 医療情報管理士	医療保険，定額医療，レセプト，高額医療 制度	医療サービス課
4	他職種を知ろう 3 管理栄養士	治療食，必要栄養素，カロリー換算	栄養部
5	他職種を知ろう 4 リハビリテーション	理学療法，作業療法，言語聴覚療法，物理 療法	リハビリテーション部
6	他職種を知ろう 5 臨床検査技師	検体系検査，生理系検査	検査部
7	他職種を知ろう 6 診療放射線技師	X線検査，CT，MRI，RI，血管造影	放射線部
8	他職種を知ろう 6 薬剤師	処方箋，調剤作業，麻薬管理，無菌調整， 副作用対策	薬剤部
9	他職種を知ろう 8 臨床工学技士	医工学	メディカルサプライセンター

(2) 実習（グループワーク）

10	病院見学実習	各職種の見学・インタビュー	
11	グループ実習（発表準備）	発表スライド作成	地域医療推進講座 山村

※病院見学実習が、実施できない場合は、職種紹介動画等を視聴します。

(3) グループ発表

12	発表 1（前半グループ）	グループ発表（各職種について）	山村・坂井・銭丸
13	発表 1（前半グループ）	グループ発表（各職種について）	山村・坂井・銭丸
14	発表 2（後半グループ）	グループ発表（各職種について）	山村・坂井・銭丸
15	発表 2（後半グループ）	グループ発表（各職種について）	山村・坂井・銭丸

3 授業の形式・形態

講義・グループワーク・インタビューおよび発表

・併用授業で行う（対面・オンデマンド式遠隔授業）。

4 到達目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分		到達目標
コミュニケーションとチーム医療	[コミュニケーション]	・コミュニケーションの方法と技能（言語的と非言語的）を説明し、コミュニケーションが態度あるいは行動に及ぼす影響を概説できる。 ・コミュニケーションを通じて良好な人間関係を築くことができる。
	[患者と医師の関係]	・患者と家族の精神的・身体的苦痛に十分配慮できる。 ・患者に分かりやすい言葉で対話できる。 ・患者の心理的および社会的背景を把握し、抱える問題点を抽出・整理できる。 ・医療行為が患者と医師の契約的な信頼関係にもとづいていることを説明できる。 ・患者の要望（診察・転医・紹介）への対処の仕方を説明できる。 ・患者のプライバシーに配慮できる。 ・患者情報の守秘義務と患者等への情報提供の重要性を理解し、適切な取扱ができる。
	[患者中心のチーム医療]	・チーム医療の意義を説明できる。 ・医療チームの構成や各構成員の役割分担と連携・責任体制について説明し、チームの一員として参加できる。 ・自分の能力の限界を認識し、必要に応じて他の医療従事者に援助を求めることができる。 ・保健、医療、福祉と介護のチーム連携における医師の役割を説明できる。
人の行動と心理	[対人関係と対人コミュニケーション]	・対人関係にかかわる心理的要因を概説できる。 ・人間関係における欲求と行動の関係を概説できる。 ・主な対人行動（援助、攻撃等）を概説できる。 ・集団の中での人間関係（競争と協同、同調、服従と抵抗、リーダーシップ）を概説できる。

上記「医学教育モデル・コア・カリキュラム」以外に修得できる能力（オリジナルの到達目標）	・各職種の技能とチーム医療における守備範囲を理解する。 ・全人的医療を行うための多角的な視点を理解する。 ・多職種のスケジュールを理解し，良好な連携関係を考察する。 ・医療現場の現状を把握し，抱える問題点を抽出・整理できる。
---	---

5 準備学習

予習：・他職種への敬意を忘れず、節義を持ってインタビューに臨むこと。インタビュー対象者の通常業務の妨げとならないように、十分に配慮すること。

・インタビューの際は医療現場に直接立ち会うことになるので、その際に適切な態度や心構えに関して事前に考えておくこと。

復習：うまくできたこと、できなかったことに関して振り返りレポートにまとめること。

6 総合評価割合

講義、実習出席 40%、討論参加・発表 60%

7 評価方法

講義、実習の出席状況、討論参加および発表とで行う。

不合格の場合に再評価はレポート提出または面談してコミュニケーション能力を評価する。

再評価の機会は1回だけとする。

8 教科書及び参考書

必要な場合は、講義の際に紹介する。

9 その他、履修上の注意事項や学修上の助言など

- ・本科目は、医学生に高度専門職業人としての医師を認識させるためのメディカル・プロフェッショナリズム教育の一環として実施する。
- ・本科目の目的は、医療現場に必要なコミュニケーション能力を身につけ、チーム医療に必要な心構えや他職種を理解すること、さらに、早期に医療現場を体験することで、医学への学修意欲や医療へのモチベーションを高めることにある。
- ・本科目は、将来のプロとしての医師になるために必要な重要な科目であることを十分に認識し、真摯な態度で臨まなければならない。
- ・本科目中に行う病院見学実習では、医療現場に直接立ち会うことになるので、患者、患者家族はもちろん、他職種者に対する礼儀・適切な態度や心構えで臨まなければならない。
- ・臨床医・コメディカルとしての経験を生かして、実践的な講義・演習を行う。

10 アクティブ・ラーニング（主体的・対話的教育手法）の導入状況

（1）導入している教育手法

・グループワーク ・ディスカッション

（2）導入の程度

・上記(1)の何れかを中心に実施する授業を5コマ以上含む、もしくは科目内の1/3以上

※ 内容・担当教員について、変更がある場合があります。

地域医療学実習

科目番号		科目区分	単位数又はコマ数	開講時期
41REG303		選択	1 5 コマ	3 年次生前期
担当教員名	職名／所属	実務経験	E メールアドレス	オフィスアワー
山村 修	講師／地域医療推進講座	臨床	kapi@u-fukui.ac.jp	火曜日午前中（予め連絡）

1) 学習目標

大学の総合診療部、地域中核病院、診療所におけるそれぞれの地域医療に果たす役割と連携、問題点を学習する。

2) 授業内容

福井大学総合診療部、公立丹南病院、福井厚生病院、今庄診療所、高浜和田診療所などで働く医師とはばマンツーマンで診療などに参画し、それぞれの施設の地域医療に果たす役割、施設間の連携を学び、それぞれの施設での問題点や今後課題を一つ選んで調査し、レポートにまとめる。

3) 授業形式・形態

診療現場参加型実習、地域医療を実践する医師との意見交換、討議
・併用授業で行う（対面・オンデマンド式遠隔授業）。

4) 到達目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	地域医療への貢献 ・ 地域社会（離島・へき地を含む）における医療の状況、医師の偏在（地域、診療科及び臨床・非臨床）の現状を概説できる。 ・ 地域包括ケアシステムの概念を理解し、地域における保健（母子保健、学校保健、成人・高齢者保健、地域保健、精神保健）・医療・福祉・介護の分野間及び多職種間（行政を含む）の連携の必要性を説明できる。 ・ 地域医療に積極的に参加・貢献する。

5) 準備（予習・復習）等の内容と分量

予習は不要。

実習を通して、それぞれの施設での問題点や課題のうち1つを選んで調査し、レポートを作成（10 時間）

6) 総合評価割合

修学態度 50%、レポート 50% 計 100%

7) 評価の方法

出席 30 点、修学態度 20 点、レポート 50 点による合計点による評価で 60 点以上を合格とする。

再試験はしない。

8) 教科書・参考書店教材

指導医から提示される。

9) その他、履修上の注意事項や学修上の助言など

福井県健康推進枠の学生は必修ですが、余裕がある場合には福井県健康推進枠以外の学生も希望者を受け入れます。

10) アクティブ・ラーニング（主体的・対話的教育手法）の導入状況

① 導入している教育手法

・実習

② 導入の程度

・上記(1)の何れかを中心に実施する授業を5コマ以上含む、もしくは科目内の1/3以上

社会と医学・医療Ⅰ

科目番号		科目区分	単位数又はコマ数	開講時期
41REG304		必修	8 コマ	3 年後期
担当教員名	職名／所属	実務経験	E メールアドレス	オフィスアワー
平工 雄介◎ 佐藤 一博 崔 正国 金山 ひとみ 山村 修 北出 順子 池端 幸彦	教授／環境保健学 准教授／環境保健学 講師／環境保健学 助教／環境保健学 教授／地域医療推進講座 准教授／コミュニティ看護学 非常勤講師／医療法人池慶会 池端病院理事長・院長	研究職 研究職 研究職 研究職 臨床 臨床 臨床	y-hiraku@u-fukui.ac.jp satokazu@u-fukui.ac.jp sai@u-fukui.ac.jp hitomi@u-fukui.ac.jp kapi@u-fukui.ac.jp jkitade@u-fukui.ac.jp	事前に連絡の上、 随時可能

1 学修目標

介護・福祉に関連する施設における実習と講義を行い、地域保健、高齢者保健および障がい者保健の現場における医師や医療関係者の役割と職種間の連携について、実践的な理解を深めることを目標とする。

2 授業の内容

介護と在宅医療に関する講義と実習(介護体験)から構成される。

回	講義タイトル	内容、キーワード	担当講座・教員
1～2	介護体験オリエンテーション	実習内容の説明	環境保健学： 平工、佐藤、崔、金山
3	介護・在宅医療論	介護、在宅医療、介護保険、福祉、高齢者保健	池端病院：池端
4	看護から見た介護・在宅医療	看護、介護、在宅医療	コミュニティ看護学：北出
5～8	介護体験	各施設における実習	環境保健学・ 地域医療推進講座

3 授業形式・形態

講義と実習から構成される。授業形態については対面授業を基本とするが、状況に応じてオンデマンド式遠隔授業を取り入れた併用授業を行う。

4 到達目標〈GIO：一般目標〉

(1) 一般目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	地域医療への貢献 ・地域社会(へき地・離島を含む)における医療の状況、医師の偏在(地域、診療科及び臨床・非臨床)の現状を概説できる。 ・医療計画(医療圏、基準病床数、地域医療支援病院、病診連携、病病連携、病院・診療所・薬局の連携等)及び地域医療構想を説明できる。 ・地域包括ケアシステムの概念を理解し、地域における、保健(母子保健、学校保健、成人・高齢者保健、地域保健、精神保健)・医療・福祉・介護の分野間及び多職種間(行政を含む)の連携の必要性を説明できる。 ・かかりつけ医等の役割や地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解し、実践に必要な能力を獲得する。 ・地域における救急医療、在宅医療及び離島・へき地医療の体制を説明できる。 ・地域医療に積極的に参加・貢献する。

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分		到達目標
集団に対する医療	保健・医療・福祉・介護の制度	・日本における社会保障制度と医療経済(国民医療費の収支と将来予測)を説明できる。 ・医療保険、介護保険及び公費医療を説明できる。 ・高齢者福祉と高齢者医療の特徴を説明できる。 ・医師法、医療法等の医療関連法規を概説できる。 ・医療関連法規に定められた医師の義務を列挙できる。 ・医療従事者の資格免許、現状と業務範囲、職種間連携を説明できる。 ・障害者福祉・精神保健医療福祉の現状と制度を説明できる。

(2) 社会医学実習到達目標〈G I O〉

	到達目標
「医学教育モデル・コア・カリキュラム」以外に修得できる能力(オリジナルの到達目標)	ヒト集団を対象として疾病予防・健康増進を目指す公衆衛生の現場に向いて実際に体験し、課題に対する具体的な解決策を整理して論理的に説明できる。

5 準備学習(予習・復習)の内容と分量

予習:教科書や参考書の該当する項目を一読し、次の授業の内容を把握しておくこと。分からない用語等については自分で調べておくこと。／1時間程度

復習:授業後は、授業資料の読み返しにより理解に努めること。実習レポートは、指定された期日までに提出すること。／1時間程度

6 総合評価割合

修学態度 30%、実習レポート 70%として計 100%で評価する。

7 評価方法

修学態度とレポートの総合評価とする。実習態度の評価は実習先の担当者に依頼する。実習に参加していない場合は、成績評価の対象から除外する。

8 教科書及び参考書

- ・国民の福祉と介護の動向 2021/2022 (一般社団法人厚生労働統計協会、2021)
(毎年最新版が発売される)
- その他、適当な図書や資料があれば、随時紹介する。

9 その他、履修上の注意事項や学修上の助言など

授業内容と実務経験との関連について、本科目では臨床の経験を生かして、実践的な講義・実習を行います。介護実習当日は班ごとに分かれて各実習先に行くので、遅刻厳禁。実習前に全員学生保険に加入しておくこと。集合時刻や服装などの詳細については、各実習先の指示に従うこと。施設の利用者のご家族の方に失礼のないよう、社会人としてふさわしい行動をとること。実習レポートは全員の分をまとめて報告書として各施設にお送りするので、その点に留意しながら作成すること。

10 アクティブ・ラーニング(主体的・対話的教育手法)の導入状況

(1) 導入している教育手法

- ・実習

(2) 導入の程度

- ・実習を4コマ実施する。

地域医療学

科目番号	科目区分	単位数又はコマ数	開講時期
41REG402	必修	4 コマ	4 年次生 前期
担当教員名	職名／所属	実務経験	E メールアドレス
林 寛之◎ 井階 友貴 楠川 加津子 紅谷 浩之 岡田 唯男	教授／総合診療部 教授／地域プライマリケア講座 特命職員／附属病院 理事長／医療法人社団オレンジ 部長／亀田総合病院	臨床 臨床 臨床 臨床 臨床	hhaya@u-fukui.ac.jp ikai@u-fukui.ac.jp
オフィスアワー			

1) 学修目標

- 地域医療の現場で求められる能力を理解する
- 地域医療の現状と課題を把握する
- 理想の地域医療を考える

2) 授業の内容

回	講義タイトル	内容、キーワード	担当講座・教官
1	地域医療の現状と課題 1	地域医療の具体例の紹介と全国の地域医療問題	林, 楠川, 井階, 紅谷
2	地域医療の現状と課題 2	地域医療の現状と課題を考えるワークショップ	林, 楠川, 井階, 紅谷
3	理想の地域医療 1	全国の住民運動、行政施策と地域医療	林, 楠川, 井階, 紅谷
4	理想の地域医療 2	住民—行政—医療者連携を考える	林, 楠川, 井階, 紅谷
5	理想の地域医療 3	家庭医療	非常勤講師：岡田唯男

3) 授業の形式・形態

講義、ワークショップ

- 併用授業で行う（対面・オンデマンド式遠隔授業・リアルタイム式遠隔授業）。

4) 到達目標

- 地域医療の現場で求められる能力

到達目標：

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	・かかりつけ医等の役割や地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解し、実践に必要な能力を獲得する。 ・地域包括ケアシステムの概念を理解し、地域における保健（母子保健、学校保健、成人・高齢者保健、地域保健、精神保健）・医療・福祉・介護の分野間及び多職種間（行政を含む）の連携の必要性を説明できる。 ・医療計画（医療圏、基準病床数、地域医療支援病院、病診連携、病病連携、病院・診療所・薬局の連携等）及び地域医療構想を説明できる。

- 地域医療の現状と課題

到達目標：

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	・地域社会（離島・へき地を含む）における医療の状況、医師の偏在（地域、診療科及び臨床・非臨床）の現状を概説できる。

- 理想の地域医療

到達目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分	到達目標
社会における医療の実践	・地域における救急医療、在宅医療及び離島・へき地医療体制を説明できる。

基本的診療知識	在宅医療と介護	・在宅医療の在り方、今後の必要性和課題を概説できる。 ・在宅医療における多職種連携の重要性を説明できる。 ・褥瘡の予防、評価、処置・治療及びチーム医療の重要性を説明できる。 ・在宅における人生の最終段階における医療、看取りの在り方と課題を概説できる。 ・地域包括ケアシステムと介護保険制度、障害者総合支援法等の医療保健福祉制度を概説できる。
---------	---------	--

5) 準備学修（予習・復習）等の内容と分量

予習：「地域包括ケアシステム」について、厚生労働省ホームページ及び書籍等で予習してくること。

6) 総合評価割合

修学態度20%、受講後レポート80%により判定する。

7) 評価の方法

- ① 出席・レポートの総合評価とする。
- ② 欠席は原則として認めない。
- ③ 病欠、その他のやむを得ない理由で欠席の場合にレポートの提出を義務とする。

8) 教科書および参考書

新家庭医プライマリ・ケア医入門 プリメド社 日本家庭医療学会編
 スタンダード家庭医療マニュアルー理論から実践まで 永井書店 葛西龍樹編著
 地域医療 再生への処方箋 ぎょうせい 伊関友伸著

9) その他、履修上の注意事項や学修上の助言など

皆さんは、本学に入学するとき、どのような医師像をもっていましたか？

“神の手”と言われるスーパードクター？難病に立ち向かう小児科医？奇病の解明に尽くす研究職？

「地域医療」と聞いて、「自分は田舎で働くつもりはないから関係ない」と思っていますか？

地域医療は、「地域住民が抱える様々な健康上の不安に適切に対応し、安心を届けること」です。決して田舎の医療のことをいうものではありません。

患者さんのことを思い、支え、何かできることはないか考える。このことは、どんな分野の臨床家、研究家にも共通する原理です。将来皆さん全員が関係する「地域医療」について、考えを深めてください。

この講座では、最も地域に密着しやすい総合医・家庭医について主にお伝えします。近年の医学生の実地志向は高まってきており、地域医療問題や地域枠入学など、社会的にも発展中の分野です。

地域医療のおもしろさ、可能性を感じ取ったうえで実際に地域での医療を実習していただけるよう、最大限努力したいと思います。

- ・臨床医としての経験を生かして、実践的な講義・演習を行う。

10) アクティブ・ラーニング（主体的・対話的教育手法）の導入状況

(1) 導入している教育手法

- ・問題解決型学習

(2) 導入の程度

- ・上記(1)の何れかを中心に実施する授業を1～4コマ含む



社会と医学・医療Ⅱ

科目番号		科目区分	単位数又はコマ数	開講時期
41REG405		必修	6 6 コマ	4 年前期
担当教員名	職名／所属	実務経験	E メールアドレス	オフィスアワー
平工 雄介◎	教授／環境保健学	研究職	y-hiraku@u-fukui.ac.jp	事前に連絡の上、 随時可能
佐藤 一博	准教授／環境保健学	研究職	satokazu@u-fukui.ac.jp	
崔 正国	講師／環境保健学	研究職	sai@u-fukui.ac.jp	
金山 ひとみ	助教／環境保健学	研究職	hitomi@u-fukui.ac.jp	
四方 啓裕	非常勤講師／福井健康福祉センター・医幹	官公庁		
鈴木 秀文	非常勤講師／福井愛育病院・院長	臨床		
高山 英之	非常勤講師／(株)高山産業医事務所・医師	臨床		
平井 一芳	非常勤講師／福井県立大学・教授	研究職		

1 学修目標

「環境保健学」とは、我々の周りを取り巻く環境と健康との関連を解明し、ヒト・環境・社会に働きかけて疾病予防と健康増進を目指す研究分野である。教育では衛生学・公衆衛生学全般に関連する講義と実習を担当する。本科目における学修目標は以下の通りである。

1) 昨今の少子高齢化と医療費増大が進行する状況の下で、集団・社会レベルの疾病予防と健康増進が医療システムと地域社会の維持に必須であることを理解し、関連する保健統計、法令および社会制度を学ぶ。

2) 多様な環境因子[化学的因子(環境・産業化学物質)、物理的因子(紫外線、放射線など)、生物学的因子(細菌、ウイルス、寄生虫)など]がヒトに疾病をもたらすことを理解し、これらの疾病を予防するための法令や社会制度を学ぶ。また、環境因子と疾病との因果関係を解明するための疫学の基礎的事項を学ぶ。

3) 社会医学領域(地域保健、産業保健、母子・小児保健、高齢者保健、国際保健など)における医師や医療関係者の役割と連携について理解する。

さらに、上記の内容に関する新しい話題(人口動態や国民医療費などの政府統計、職業病事例、ストレスチェック、医師の働き方改革など)についても講義で述べる予定である。

2 授業の内容

(1) 講義 (4 月) 26 コマ

内容	コマ数	項目(キーワード)	担当教員
社会医学総論	1	医学史、健康と疾病の概念	平工
医療関連法規	1	医師法、医療法	平工
環境・生活習慣と疾病	2	環境発がん、食品因子、たばこ	平工
食品保健	1	食品衛生、食中毒、食事摂取基準	平工
学校保健	1	学校保健統計、学校医	平工
地域保健・老人保健	1	介護保険、障がい者保健	佐藤
医療経済・医療制度	1	医療行政、医療保険、国民医療費	佐藤
産業保健	3	労働衛生管理、職業がん、産業中毒	佐藤、崔
産業保健特論	2	産業医、ストレスチェック、働き方改革	平工、高山
環境保健	3	地球環境、公害、水質、放射線	崔
国際保健	1	国際保健、国際協力、SDGs	金山
衛生行政・地域保健	2	地域保健、保健所	四方
母子保健特論	1	母子保健	鈴木
保健統計・健康増進	3	人口統計、健康指標、疾病予防	平井
疫学	3	疫学の手法、疫学指標、検定	金山

(2) 実習（4月～7月） 40コマ

実習は、医師や公衆衛生従事者が勤務する福井県内の外部施設にお願いし、数人ずつのグループに分かれてそれぞれのフィールドに出向いて行う。本科目の実習は臨床実習と同じ意義を有する。

回	内容	項目	担当教員
1～4	実習オリエンテーション	実習	平工、佐藤、崔、金山
5～32	実習(4コマ/日×7回)	実習	各施設
33～40	実習発表会(4コマ/日×2回)	発表会	平工、佐藤、崔、金山

今年度は以下のテーマで実習を行う予定である。

- ・地域保健（保健所・保健センターの業務、地域における健康増進など）
- ・産業保健（産業医活動、職域における健康管理など）
- ・環境保健（福井県の環境保全、建築物衛生など）
- ・精神保健・障がい者保健（リハビリテーションや社会復帰など）
- ・高齢者保健（介護予防、生活支援など）

実習の最後に発表会を行い、その後レポート提出および報告書の作成を行う。

3 授業の形式・形態

上記の通り、講義と実習から構成される。授業形態については対面授業を基本とするが、状況に応じてオンデマンド式遠隔授業を取り入れた併用授業を行う。

4 到達目標〈GIO：一般目標〉

(1) 一般目標

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分		到達目標
社会と医学・医療	疫学と予防医学	①人口統計(人口動態と人口動態)、疾病・障害の分類・統計(国際疾病分類(International Classification of Diseases <ICD>)等)を説明できる。 ②平均寿命、健康寿命を説明できる。 ③罹患率と発生割合の違いを説明できる。 ④疫学とその応用(疫学の概念、疫学指標(リスク比、リスク差、オッズ比)とその比較(年齢調整率、標準化死亡比(standardized mortality ratio <SMR>)), バイアス、交絡)を説明できる。 ⑤予防医学(一次、二次、三次予防)と健康保持増進(健康管理の概念・方法、健康診断・診査と事後指導)を概説できる。
	生活習慣とリスク	①基本概念(国民健康づくり運動、生活習慣病とリスクファクター、健康寿命の延伸と生活の質(quality of life <QOL>)向上、行動変容、健康づくり支援のための環境整備等)を説明できる。 ②栄養、食育、食生活を説明できる。 ③身体活動、運動を説明できる。 ④休養・心の健康(睡眠の質、不眠、ストレス対策、過重労働対策、自殺の予防)を説明できる。 ⑤喫煙(状況、有害性、受動喫煙防止、禁煙支援)、飲酒(状況、有害性、アルコール依存症からの回復支援)を説明できる。 ⑥ライフステージに応じた健康管理と環境・生活習慣改善(環境レベル、知識レベル、行動レベルと行動変容)を説明できる。
	社会・環境と健康	①健康(健康の定義)、障害と疾病の概念と社会環境(機能障害、活動制限、参加制約、生活の質<QOL>)、ノーマライゼーション、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等)を説明できる。 ②社会構造(家族、コミュニティ、地域社会、国際化)と健康・疾病との関係(健康の社会的決定要因(social determinant of health))を概説できる。 ③仕事と健康、環境と適応、生体環境系、病因と保健行動、環境基準と環境影響評価、公害と環境保全が健康と生活に与える影響を概説できる。 ④各ライフステージの健康問題(母子保健、学校保健、産業保健、成人・高齢者保健)を説明できる。 ⑤スポーツ医学を説明できる。

医学教育モデル・コア・カリキュラム区分		到達目標
社会と医学・医療	地域医療への貢献	①地域社会(へき地・離島を含む)における医療の状況、医師の偏在(地域、診療科及び臨床・非臨床)の現状を概説できる。 ②医療計画(医療圏、基準病床数、地域医療支援病院、病診連携、病病連携、病院・診療所・薬局の連携等)及び地域医療構想を説明できる。 ③地域包括ケアシステムの概念を理解し、地域における、保健(母子保健、学校保健、成人・高齢者保健、地域保健、精神保健)・医療・福祉・介護の分野間及び多職種間(行政を含む)の連携の必要性を説明できる。 ④かかりつけ医等の役割や地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解し、実践に必要な能力を獲得する。 ⑤地域における救急医療、在宅医療及び離島・へき地医療の体制を説明できる。 ⑥災害医療(災害時保健医療、医療救護班、災害派遣医療チーム<DMAT>、災害派遣精神医療チーム<DPAT>、日本医師会災害医療チーム<JMAT>、災害拠点病院、トリアージ等)を説明できる。 ⑦地域医療に積極的に参加・貢献する。
	保健・医療・福祉・介護の制度	①日本における社会保障制度と医療経済(国民医療費の収支と将来予測)を説明できる。 ②医療保険、介護保険及び公費医療を説明できる。 ③高齢者福祉と高齢者医療の特徴を説明できる。 ④産業保健(労働基準法等の労働関連法規を含む)を概説できる。 ⑤医療の質の確保(病院機能評価、国際標準化機構(International Organization for Standardization <ISO>)、医療の質に関する評価指標、患者満足度、患者説明文書、同意書、同意撤回書、クリニカルパス等)を説明できる。 ⑥医師法、医療法等の医療関連法規を概説できる。 ⑦医療関連法規に定められた医師の義務を列挙できる。 ⑧医療における費用対効果分析を説明できる。 ⑨医療資源と医療サービスの価格形成を説明できる。診療報酬制度を説明でき、同制度に基づいた診療計画を立てることができる。 ⑩医療従事者の資格免許、現状と業務範囲、職種間連携を説明できる。 ⑪感染症法・食品衛生法の概要と届出義務を説明できる。 ⑫予防接種の意義と現状を説明できる。 ⑬障害者福祉・精神保健医療福祉の現状と制度を説明できる。
	国際保健	①世界の保健・医療問題(母子保健、感染症、非感染性疾患(non-communicable diseases <NCD>)、UHC(Universal Health Coverage)、保健システム(医療制度)、保健関連SDG(Sustainable Development Goals))を概説できる。 ②国際保健・医療協力(国際連合(United Nations <UN>)、世界保健機関(World Health Organization <WHO>)、国際労働機関(International Labour Organization <ILO>)、国連共同エイズ計画(The Joint United Nations Programme on HIV/AIDS <UNAIDS>)、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria <GF>)、GAVIアライアンス(The Global Alliance for Vaccines and Immunization <GAVI>)、国際協力機構(Japan International Cooperation Agency <JICA>)、政府開発援助(Official Development Assistance <ODA>)、非政府組織(Non-Governmental Organization <NGO>))を列挙し、概説できる。

2) 社会医学実習到達目標〈G I O〉

	到達目標
「医学教育モデル・コア・カリキュラム」以外に修得できる能力(オリジナルの到達目標)	ヒト集団を対象として疾病予防・健康増進を目指す公衆衛生の現場に出向いて実際に体験およびデータ分析を行い、課題に対する具体的な解決策を整理して論理的に説明できる。

5 準備学習（予習・復習）の内容と分量

予習：教科書や参考書の該当する項目を一読し、次の授業の内容を把握しておくこと。分からない用語等については自分で調べておくこと。／1 時間程度

復習：授業後は、授業資料の読み返しにより理解に努めること。実習レポートは、指定された期日までに提出すること。／1 時間程度

6 総合評価割合

筆記試験 90%、修学態度 10%として計 100%で評価する。

7 評価方法

筆記試験の成績に修学態度を加味して評価を行う。実習の出席、発表会のプレゼンテーションおよびレポート提出を完了していない場合は、成績評価の対象から除外する。実習態度の評価は外部チューターに依頼する。筆記試験は、再試験を 1 回のみ行う。

8 教科書及び参考書

- ・国民衛生の動向 2021/2022（一般社団法人厚生労働統計協会、2021）
（毎年最新版が発売される）
- ・NEW 予防医学・公衆衛生学(改訂第 4 版)
（岸玲子 監修、小泉昭夫、馬場園明、今中雄一、武林亨 編集、南江堂、2018）

保健統計の最新データの公表や法令の改正は随時行われる。最新の情報は以下を参照のこと。

（多くの資料は PDF や Excel ファイル等でダウンロード可能）

- ・政府統計の総合窓口(e-Stat、総務省統計局)

<https://www.e-stat.go.jp>

- ・人口動態調査(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>

- ・国民医療費(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/37-21c.html>

- ・国民健康・栄養調査(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou_eiyou_chousa.html

- ・学校保健統計調査(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

- ・e-Gov 法令検索(総務省行政管理局)

<https://elaws.e-gov.go.jp>

その他、適当な図書や資料があれば、随時紹介する。

9 その他、履修上の注意事項や学修上の助言など

授業内容と実務経験との関連について、本科目では臨床医、産業医、公衆衛生医師、研究者(産業医学、環境医学、疫学など)としての経験を生かして、実践的な講義・実習を行います。実習では班ごとに分かれて各実習先に行くので、遅刻厳禁。集合時刻や服装などの詳細については、各実習先の指示に従うこと。実習レポートは全員の分をまとめて報告書として実習先にお送りするので、その点に留意して作成すること。

卒業後、大部分の方は臨床医になると思いますが、社会医学領域でも行政(厚生労働省、県庁、保健所など)、企業(産業医)、国際機関、大学や研究所(研究職)など、医師として活躍出来る分野が多く、地域ではそのような人材を強く求めています。社会医学を将来の進路の可能性のひとつとして考えて頂ければ幸いです。また、臨床医になっても疾病予防と健康増進を集団・社会レベルで行う公衆衛生の考え方や知識を必要とする場面があります。本学では、環境保健学がその考え方を提示できる唯一の教育研究分野であることを意識して本科目を履修して頂くことを希望します。

10 アクティブ・ラーニング（主体的・対話的教育手法）の導入状況

(1) 導入している教育手法

- ・実験／演習 ・実習 ・問題解決型学習 ・プレゼンテーション ・グループワーク
- ・授業外学習の推進 ・現地調査 ・ディスカッション

(2) 導入の程度

- ・上記(1)の何れかを中心に実施する授業を 5 コマ以上含む、もしくは科目内の 1/3 以上

総合診療部・救急部（第1ラウンド）

コロナ非流行期版

総合診療部 実習の手引き

- 1 集合時刻・場所 事前に配布する資料で確認してください。
- 2 実習内容
 - (1) 大学の総合診療部と地域の診療施設で外来・入院診療・在宅医療を体験する。
 - (2) 予防接種や健康診断，介護・福祉に関わる多職種と一緒に診療に参加する。
 - (3) 患者のプロブレムリストを挙げてプレゼンテーションする。
- 3 到達目標
 - (1) 健康問題に対して包括的視点での患者へのアプローチ（Multimorbidity など複数の健康問題の相互作用等）により患者情報を取得することができる。
 - (2) 適切な医療面接を行い，医療面接・身体診察を重視した臨床推論を組み立てる，又はたどる，妥当な鑑別疾患を挙げるができる。
 - (3) 得られた患者情報を緊急性および医学・心理・社会的側面から整理し，プロブレムリストを挙げてプレゼンテーションする。解釈モデル、BATHE 法を理解する
 - (4) 在宅医療を体験する。人生会議に触れる
 - (5) 患者の多種多様な問題点を理解し，その対応における多職種の役割を理解する。（多職種連携の重要性を認識する）多職種カンファレンスに参加する
 - (6) プライマリ・ケアにおけるヘルスマンテナンス(スクリーニング・予防接種)を理解する。
 - (7) 家族や地域といった視点をもち，心理・社会的背景により配慮した診療に可能な範囲で参加する。老年医学を理解する
- 4 実習上の注意
 - (1) よりよい実習にするために事前に資料を勉強していただきます。事前学習のための資料を，実習開始1週間前までに学務課教務（医学）担当に取りに来てください。
 - (2) 研修先医療機関ごとに独自のプログラムを用意しています。指導医と協議の上，内容・編成可能です。
 - (3) 月曜日が祝祭日である場合，火曜日から実習開始となります。実習開始時間の変更がある場合には前もって連絡が入りますので必ず確認して下さい。
 - (4) 臨床実習出席簿は「臨床実習の手引」とともに配布された指定用紙を各自コピーして使用，**必ず印鑑**をもらって実習終了後2週間以内に救急部・総合診療部医局（研究棟1階）に提出してください。
 - (5) 欠席・遅刻の際には各自で実習先ならびに学務課教務（医学）担当に連絡を入れてください。なお，欠席届を必ず提出してください。
- 5 実習の評価 実習の評価は，出席日数・レポート・実習態度等を基に行う。
- 6 その他
 - ・移動時や実習時に事故などには十分注意すること，万が一事故が発生した場合は直ちに学務課教務（医学）担当に連絡を入れてください。
 - ・学外では‘学生さん’という扱いではなく，**社会人**としての対応を求められています。遅刻は厳禁です。指導医に礼儀正しくするのはもちろんのことですが，スタッフや患者さんにも礼儀正しく，積極的に参加するようにしましょう。服装もTPOをわきまえた格好にしてください。
 - ・撮影や録音，記録についてはまず教員や当事者の了解を得ましょう。

【総合診療部実習予定表】 事前に資料を学習していきましょう

1 週目	2 週目
大学	院外施設
院外施設	大学

地域包括ケア実習(診療参加型臨床実習Ⅰ)

担当教員名(職名／所属)	内 容
山村 修(教授／地域医療推進講座) 坂井 豊彦(准教授／教育支援センター) 北野 史浩(講師／地域医療推進講座) 大西 秀典(助教／地域医療推進講座) 田中 徳治(特命助教／総合診療部) 熊谷 秋三(株式会社ナイスメッツ代表取締役・九州大学名誉教授) 岡本 正(弁護士／銀座パートナーズ法律事務所)	1)チュートリアル・発表会形式の演習 2)現場見学・体験の実習 3)座学講義
趣 旨 地域包括ケアとは、高齢者等が地域社会で療養生活を行うための支援の仕組みである。被支援者の尊厳の保持と自立生活の維持が必須であり、医療は地域包括ケアの一部でもある。このため、医師は医療業務に加え、住まい・介護・看護・生活支援の活用による、究極の多職種連携を求められる。医師は、医療の提供のみでなく、多職種連携チームの一員として、生活を含めた問題解決にもあたる必要がある。本実習では、地域包括ケアシステム全体への巨視的な視点を育成するために、演習と現場見学・体験を行う。	
実習の形式 1. チュートリアル実習 (1 週目 月・火) ・学生少人数グループに対し、それぞれ地域包括ケアに関する課題を与える。 ・学生は課題について学習を進め、発表会で、それぞれの課題・解決にむけての思考法などを共有し、地域包括ケア現場に関わる多くの専門職や様々な課題を理解する。 ・他学生と情報を共有するためのプレゼンテーション力の向上を目指す。 2. 現場見学・体験実習 (1 週目 木・金) ・学生はグループ毎に、医療機関、事業所、施設等を見学し、現場の様子を体験する。 見学は以下の施設・部門を中心に、地域の実情を踏まえた関係機関を加えて行う。 病院連携室、地域包括支援センター、社会福祉協議会、在宅系サービス、施設・居宅系サービス、介護予防サービス等。 ・地域包括ケアに関わるすべての専門職を認識する。 ・可能な限り、サービス担当者会議や地域ケア会議、患者相談会、退院前カンファレンスなどに参加し、多職種連携におけるコミュニケーションルールを理解する。 ・福井医療大学の各種講義をリハビリテーション学科学生とともに受けることで専門職間連携協働(Interprofessional work:IPW)を理解する。 ・実際に地域住民(特に高齢者)と接することでコミュニケーションスキルを学ぶ。	

3. 講義・座学

- ・地域包括ケア全体を俯瞰し、平時、災害時を問わず、地域医療を支える医療・介護・看護・福祉資源を理解する。
- ・地域医療では異なる意見を持つ患者さんや職能集団と接する。意見の隔たりをどのようにして寄せるのか、具体的な方策を学ぶ。
- ・医療支援の一環としての法曹知識を得る。

事前準備等、学生に対する連絡

- ・事前に地域包括ケアシステムについて、行政のホームページ等を通じ、勉強／準備しておくこと。
- ・当日は白衣を持参し、地域の関係者に不快感を持たれない服装を心がけること。
- ・コロナウイルス等、感染対策を十分に行うこと(マスク装着、手指消毒の励行)。
- ・対応にあたる事業所職員の方々に敬意を持って接すること。
- ・見学できる施設や会議は地域毎に異なるため、後日、学生間で情報を共有することが望ましい。

備考

- ・県下約 12 地域に別れて実習を受ける。
- ・遠方地域については大学が準備するバス等に分乗して移動する。

地医第826号
令和4年8月18日

厚生労働省医政局長 様

福井県健康福祉部長 服部 和恵



地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和4年8月10日付け4文科高第627号、医政発0810第4号に基づき、下記のとおり、令和5年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

10名

・福井大学医学部における地域枠：10名

担当：福井県地域医療課 森
電話番号：0776-20-0345

地医第826号
令和4年8月18日

福井大学

学長 上田孝典 様

福井県知事 杉本達治



地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について

日頃から、県の医療行政の推進に格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度の医学部入学定員の増員については、県内の医師確保に早急に対応するため、貴大学との協議を踏まえて、再度、定員を10名増員していただくようお願いいたします。

県においては、今回の入学定員増は「福井県医師確保計画」および「医療介護総合確保促進法に基づく福井県計画」に位置づけており、令和5年度入学者についても、卒業後一定期間の地域医療に従事することを条件とする修学資金を設けることを確約します。

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 定員充足の見込み

・入学定員設定の考え方

本学医学部医学科においては、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久増、また、「緊急医師確保対策」に基づく平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増が認可され、入学定員を 105 名とした。その後、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき、平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増が認可され、入学定員を 110 名とした。また、「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加について」により、平成 29 年度を期限とする 5 名の臨時定員増について、平成 31 年度までの期限を付して再度の入学定員増が認可され、入学定員を 110 名とした。その後、「地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加について」により、令和 3 年度までを期限とする 10 名の臨時定員増が認可され、入学定員を 110 名とした。さらに、「令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」により、令和 4 年度までを期限とする 10 名の臨時定員増が認可され、入学定員を 110 名とした。今般、新たに「令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」により 10 名の臨時定員増を実施するものである。

・定員充足の見込み（別表 1，2 参照）

福井県内定着者の増員を図る観点から、令和 5 年度については昨年度と同様に「福井健康推進枠（10 人程度）」と地域医療に従事する意志を持つ志願者「地域枠」（福井県内出身者 10 名程度）で推薦入試（学校推薦型選抜Ⅱ）を実施する。

「全国枠」も含めた推薦入試に対する全体の志願者数については、募集人員 30 名に対し、直近 5 年間の平均は 152 名と大幅に上回ることから、入学定員の増員を行うにあたり、優秀な学生の確保が見込まれる。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

「福井健康推進枠」は、福井県内の地域医療に従事するという「地域医療への従事意志確約書」を大学に提出し、県には「奨学金受給意向調査書」を提出することを出願要件としており、全国から広く受験生を募集するものである。合格者には福井県より奨学金が支給され、在学中には地域医療を担う医師養成のための『地域医療人養成カリキュラム』を履修し、卒業後は福井県内の指定医療機関に 9 年間医師として従事することにより奨学金の返還が免除される。本制度により、福井県内の地域医療に従事する意志を持つ学生の確保に繋がっている。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、感染対策を講じながら可能な範囲で県内高校を訪問しての入試説明会や、対面型及び Web でのオープンキャンパスを実施し、『福井健康推進枠』を含む医学科入試について説明を行い、地域医療に貢献する入学者を確保すること

に努めている。

(別表 1)

医学部医学科（全体）における直近 5 年間の志願者・入学者・志願倍率・入学定員充足率の推移

	H30	H31	R2	R3	R4
志願者（人）	847	652	800	636	886
入学者（人）	111	111	110	110	110
志願倍率	7.7	5.9	7.3	5.8	8.1
入学定員充足率（％）	100.9	100.9	100	100	100

(別表 2)

医学部医学科における推薦入試志願者数の推移

	専願			併願				計	
	全国枠	地域枠	福井健康推進枠	全国枠／地域枠	全国枠／福井健康推進枠	地域枠／福井健康推進枠	全国枠／地域枠／福井健康推進枠	受験者数	地域枠／福井健康推進枠の受験者で内数
H30	62	0	1	9	31	0	55	158	(96)
H31	87	0	0	5	41	0	48	181	(94)
R2	54	0	1	6	32	1	52	146	(92)
R3	49	2	3	13	18	0	38	123	(74)
R4	42	1	0	6	20	0	50	119	(77)

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ウエダ タカノリ 上田 孝典 ＜平成31年4月＞		医学博士		学長 (平成31年4月)

第 223 回 役員会（書面審議）議事要旨

発送 令和 4 年 8 月 1 9 日（金）

承認 令和 4 年 8 月 2 2 日（月）

（学長、理事：7 名）

上田学長、安田理事、末理事、松木理事、花島理事、井上理事、堀理事

審議事項

1. 地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について
資料 1 に基づき、書面審議した結果、委員からの異論はなく、原案どおり了承された。

地域の医師確保等の観点からの令和５年度医学部入学定員の増加について（案）

1. 附議理由

文部科学省・厚生労働省より、地域の医師確保等に早急に対応するため、令和５年度の医学部入学定員の増加を行うための認可申請期限の特例を設け、地域の医師確保のための入学定員増について、令和３年度に認可を受けた大学から、認可を受けた臨時的な定員数※を上限として再度の増員申請を認める通知が発出されたことに伴い、福井県とも協議の上、令和５年度の本学医学部医学科定員について再度の増員を行いたく、令和５年度医学部入学定員増員計画書の策定・提出について、審議をお願いするものです。

なお、現在、福井県との協議中のため、県から意見があった場合等の内容修正については学長に一任することを含めて、併せてご審議願います。

※ 平成 21 年度「緊急医師確保対策」による増員 5 名及び平成 22 年度「経済財政改革の基本方針 2009」による増員 5 名の計 10 名

2. スケジュール

令和 4 年 8 月 10 日（水）	地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（文科省・厚労省通知）
8 月 18 日～19 日	教育研究評議会 書面附議
8 月 19 日～22 日	役員会 書面附議
8 月 23 日（火）	令和 5 年度医学部入学定員増員計画書提出